

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 3月 4日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和7年 3月 4日午後 4時53分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長	前 野 拓		事務局 次長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総	務	部	吉	田	文彦
政	策	推	進	部	長
財	政	部	長	齋	藤嘉彦
福	祉	部	長	田	中英樹
健	康	増	進	部	長
ま	ち	づ	く	り	振
建	設	部	長	野	口昇
都	市	整	備	部	長
教	育	部	長	渡	来真一
消	防		長	浅	野和生
総	務	部	次	井	橋貞夫
福	祉	部	次	岡	田直紀
健	康	増	進	部	次
建	設	部	次	長	軽部幸雄
都	市	整	備	部	次
会	計	管	理	者	佐藤睦子
総	務	課	長	助	川直美
市	民	協	働	課	長
市	民	課	長	森	川和典
政	策	推	進	課	長
秘	書	課	長	稲	葉克彦
管	財	課	長	石	塚幸夫
子	育	て	支	援	課
環	境	対	策	課	長
管	理	課	長	松	崎剛
排	水	対	策	課	長
				海	老原充
				安	田徹也
				高	中誠
				印	藤智徳
				丸	山博
				三	浦雄司
				木	村太一
				山	田哲也
				飯	塚稔

中心市街地整備課長
指導課長
生涯学習課長
スポーツ振興課長
図書館課長
消防本部警防課長
人事課副参事
道路建設課副参事
区画整理課副参事

中村有幸
丸山信彦
塚本豊康
大隅正勝
樋口康代
中村幸男
山下拓
星加英利
中野潤一

令和7年第1回取手市議会定例会議事日程（第4号）

令和7年3月4日（火）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ① 根岸裕美子 議員
- ② 金澤 克仁 議員
- ③ 杉山 尊宣 議員
- ④ 本田 和成 議員
- ⑤ 細谷 典男 議員
- ⑥ 赤羽 直一 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①根岸裕美子 議員
- ②金澤 克仁 議員
- ③杉山 尊宣 議員
- ④本田 和成 議員
- ⑤細谷 典男 議員
- ⑥赤羽 直一 議員

追加日程 山野井 隆君の発言取消し申出の件
第 1

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに、市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しなすと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてたずねる場であり、したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 皆さん、おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子です。通告に従いまして一般質問させていただきます。私は今日は 3 項目、まず 1 項目め、取手市こども計画～こどもまんなか社会実現に向けた取組について。そして次に、第 4 次取手市教育振興基本計画について。そして最後に、公民館の今後の運営方針、役割について伺ってまいります。

ではまず最初の、取手市こども計画～こどもまんなか社会実現に向けた取組について伺います。前回、令和 6 年第 4 回定例会でも取り上げました取手市こども計画、現在、パブリックコメント意見募集中です。1 月 29 日の児童福祉審議会に提案されておりましたので、事前に目を通しました。私なりに重要であると考えたポイントや意図の確認をさせていただきたいと思っております。早速ですが、第 2 章、現状と課題についてです。まず、計画策定によって見えてきた現状と課題をお伺いします。

〔8 番 根岸裕美子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） おはようございます。それでは、根岸議員の御質問に答弁させていただきます。こども計画の策定に当たりましては、当事者の意見を取り入れるため、子どもや若者・子育て世代との直接的な対話の機会やアンケートの実施、イベントを通じた意見聴取を行ってまいりました。こうした取組を通じて、「少子化への対応」「こどもの居場所や体験機会の確保」「配慮が必要なこどもと家庭への支援」「若者の自立と社会参加に向けた支援」「こども・若者の権利に関する理解促進」、この5つの大きな課題をこども計画の中でも整理させていただきました。いずれの課題も一朝一夕で解決するものではございませんが、今後こども部が創設され、こどもまんなか社会に向けた取組をさらに加速させていく必要がある中で、常にこうした課題意識を持って取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 大きく5つの課題を抽出されたという御答弁でしたけれども、現状分析・調査結果等から様々な示唆が含まれていると思いますが、私は大きく3つの課題を認識をいたしました。それは1つ目は、所得格差が学力の格差に直結していること。2つ目は、子どもたちの学校でも——家庭でも学校でもない第三の居場所の不足。そして3つ目は、子ども・若者への施策の絶対量の不足です。特に一定数の若者が生きづらさを抱えており、その方たちへアプローチする施策がほとんどないのが現状です。後ほど伺ってまいりますが、今回の計画は、今取り組んでいる事業を整理するところにとどまっていると捉えました。課題に対しての新たな事業立ち上げは、令和8年度実装を見据えて令和7年度に準備するというスケジュールという理解でよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。現在、取手市こども計画の策定期間中ですが、子どもや若者・子育て世帯を取り巻く環境の課題の解決のために、新たな取組の企画立案や他市町村へのヒアリング、また各課との意見交換の場を持つなど、これまでに何ができるか常に可能性を模索してまいりました。新たな取組を始めるに当たっては、現状を的確に把握すること、庁内内との綿密な調整が必要となることから、現時点で明確なスケジュール感をお示しできかねますが、少子化をはじめとした子どもを取り巻く課題は、待ったなしの状況にまで逼迫しているケースもございます。新たな取組については、来年度こども計画施行後も当事者である方々の意見に対して耳を傾け対話を進める中で、スピード感を持って進めてまいりたいと存じます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 私が提示した3つの課題、所得格差が学力格差に直結していること、子どもたちの居場所の不足、若者支援の絶対量の不足に対しては、どのような見通しがあるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。まず1つ目の所得格差が生む学

力格差については、弱い立場にある家庭への経済的支援や相談機能の強化によって、家庭の悩みに寄り添ったサポートを展開することや、個性を尊重して自立して生きていく力を、一人一人に合わせて育める教育を展開することなどが肝要であるかと考えております。こども計画でも、誰一人取り残さない教育の提供を目指してまいります。

2つ目の子どもの居場所についても、同様に非常に重要なテーマです。子どもや若者・子育て世代がどのような場所やつながりを居場所と感じるのか、引き続き対話を通じながら模索してまいりたいと思います。

3つ目の若者に対する施策の絶対量の不足については、子どもから大人へと成長していく過程で、自分の力で生きていく能力が付き始める高校卒業以降から、結婚し出産するまでの間の若者が、そのほかのライフステージに比して、公的サービスを必要とする場面が比較的少ない年代であることなどが影響しているものと分析しております。しかし、市が実施いたしました子ども・若者の意識と生活に関する調査からも、生きづらさを抱えている若者や社会生活を円滑に送れずに、場合によってはひきこもりになってしまう若者がいることが分かっているため、まずは若者についてどのようなアプローチが求められているのか、ニーズの把握に努めつつ、先進事例なども参考に調査を続けてまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。特に所得格差の問題は、取手市だけで解決できるものではないからこそ、様々な視点から検討すべきと思っております。令和5年度で土曜日学習支援事業、いわゆるトリサタが終了してしまいました。部活動は地域移行を進めており、費用負担の課題があります。また、就学時に一番負担になるのは、制服等指定のものを全てそろえることです。指定のものはそもそも割高ですし、ワイシャツやブラウス・セーターまで学校指定のものを一式使用しなければならない必要が果たしてあるのか、そういった点も見直していくべきだと考えます。

次に第3章、取手市の目指す「こどもまんなか社会」についてに入っております。基本理念は、「人とかがわり」——資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらが基本理念になっています。一番上の「人とかがわり 地域とかがわり ともに育つまち 取手」となっております。その説明の中で私が1点気になるところがありまして、この下のほうに——この一番下の丸ポチのところ。社会全体で——一番下の「社会全体で未来を担う人材が育つ環境を整え、市の持続可能性を高め、もってすべての人のウェルビーイングに繋げていきます」という文章なのですが、私はこの文章、前後が逆なのではないかと考えております。市の持続可能性を高めることがすべての人のウェルビーイングにつながるのではなくて、全ての人——特に子ども・若者のウェルビーイングの実現によってこそ市の持続可能性が高まると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。こども計画で掲げている「人と

かかわり 地域とかかわり ともに育つまち とりで」という基本理念は、様々な思いを込めて設定したところでは、取手市で育つ子どもが生き生きと、そして個性を尊重されて自分らしく成長していくことが、将来の取手市を担う人材を育成し、全ての人のウェルビーイングにつながっていく希望も含まれております。議員ご指摘の子どもの健全な成長のためには、保護者をはじめ周りの大人が成長し、大人自身が幸せにウェルビーイングでいることが大切であるといった視点は、また一つの正解であると考えます。こども計画策定に際して実施いたしました子どもの生活実態調査からは、経済的な困難さを抱える家庭や独り親家庭において、子どもの学習理解度や他者への思いやりを持って行動ができる向社会性などの値が低くなる傾向がありまして、悩みや生きづらさを抱えやすい境遇にいる大人に対する支援の重要性を改めて感じたところです。この傾向からも、こども計画においては、保護者をはじめとした大人への支援やサポート・協働などの取組もしっかりと盛り込むとともに、令和7年度から予定されているこども部の創設に当たっては、母子保健と――母子保健と児童福祉の両機能を一体化して、相談機能をさらに強化してまいります。子どもや若者のみならず地域社会全体のウェルビーイングを向上させ、真の意味でのこどもまんなか社会を実現させるため、様々な角度からのアプローチを進めてまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） とにもかくにも、こどもまんなか社会の実現はチャレンジングな取組だと思いますけれども、絶対手に入れたいとも思っていますので、とにかく前を向いて進んでまいりましょう。

次に、第4章、施策の展開について、確認しながら問題提起してまいりたいと思います。まず1つ目、「目指す未来2、未来に希望が持てるよう若者を支援する」の目標として、今後結婚したいと思う若者の割合、現状47.7%をアップさせていくということですが、この現状47.7%にとどまっていることを、どのように分析していらっしゃいますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。若者の未婚化につきましては、現代社会における複雑な要因が絡み合っているものと捉えております。主な要因としては、雇用の不安定化や物価高騰による生活費の増加によって、将来への経済的な不安を感じてしまうこと。個人の自由やキャリアを優先する人が増えて、結婚への必然性が薄れていること。出会いの機会が減少していること、などが挙げられます。また、SNSなどによって、結婚についてのネガティブなイメージが発信されやすくなったことなども影響していると考えられます。この要因を打破するためには、価値観の多様化を許容しつつ、結婚や出産・子育て・家庭を持つことに、幸せといったプラスの側面を打ち出していくことも必要かと思っております。市では、幸せな結婚生活をPRした「取手市で結婚生活ははじめませんか？」といった動画や、ほどよく絶妙サイトでのインタビューなどを通じて、取手で家庭を築くことの幸せなイメージを発信してまいりましたが、今後も結婚や出産に対するポジティブなイメージの発信や中高生に対する啓発などを通じ、この目標の割合を

上げていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 本当は結婚する気があったとしても、経済的な問題で結婚に自信が持てないことや、子育てに対して社会からの風当たりが強く、子育て自体、自己責任とされる雰囲気も、結婚・子育てへのハードルになっているのではないかと考えております。

2つ目、「目指す未来5、「こどもまんなか社会」を連携と協力で実現する」の目標として、地域活動に参加している若者の割合、現状9.3%をアップさせていくということですが、こちらに関連性がよく理解できなかつたので御説明をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。我々の目指すこどもまんなか社会を実現するためには、行政のみならず企業や団体・地域の方々など、様々なステークホルダーが同じビジョンを共有して、共に取り組んでいくことが肝要です。15歳から39歳までの若者を対象としたアンケートにおいて、「地域の活動に参加している」と答えた方の割合は9.3%にとどまり、特に19歳から24歳までは4.2%、25歳から29歳まではゼロ%という低い結果が出ております。一方で、別の質問項目では、約9割の方が地域に愛着を持っており、社会のために役に立ちたいと思っているとの結果が出ております。若い世代が地域社会のために何かできないかといった潜在的な希望を持っているのが、行動に移すまでには至っていないことが見て取れます。冒頭申し上げましたとおり、こどもまんなか社会を実現するためには、様々な方々の理解と協力が不可欠です。若者が主体的に社会に参画する態度を育むことは、愛郷心も育み地域への定着にもつながると考え、章として制定いたしましたところでございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 調査結果から、若い世代が社会のために役立ちたいと思っているが、行動に移すまでには至っていないことが分かったというために、この目標を掲げるということです。そのこと自体は理解しましたが、様々な立場の連携と協力の結果、こどもまんなか社会が実現したかどうかの指標としては分かりにくいと感じます。本市の子どもの生活実態調査の「自分のことが好きか」の問いに対して、約38%の子どもが「そう思わない、どちらかといえばそう思わない」とネガティブな回答をしています。この、自分のことが好きと答える割合を増やすことを目標とすべきではないでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。議員ご提案の、自分のことが好きだと答えた子どもの割合について、小学校5年生と中学校2年生の児童生徒とその保護者を対象に実施した子どもの生活実態調査の質問事項を細かく見ていくと、世帯の所得状況に比例して自己肯定感が高いこと、また独り親より2人親などの世帯で高いことなどが分かります。経済的な状況や世帯構成の状況などによって影響が出てしまうのは、ほかの質問項目でも見て取れることであることから、弱い立場や困難な状況にある世帯への支援の重要性にひもづくものと捉えることができるかと考えます。こども計画の政策体系にお

いて、目指す未来5の「こどもまんなか社会」を連携と協力で実現するには、連携と協力のその度合いを図るため、地域活動に参加している若者の割合を指標とすることは適切であると考えますが、いずれにしましても、議員ご提案の本市の子どもたちの自己肯定感を高めていくことは重要なテーマの一つです。貧困対策だけではなく、教育的な側面や居場所の確保など様々な側面からのアプローチによって、本市の子どもたちの自己肯定感や有用感を高めていければと思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 誰もが優しくいられる社会を望みますが、現実、潜在的に恐怖と不安を抱えている子が少なくありません。将来の不安、頑張らないと落ちこぼれてしまうかもしれない恐怖、追い立てられるように忙しい毎日の連続で、ほっと安心できる場所も時間も少な過ぎます。この余裕のなさが、他人への攻撃や自分を卑下することに現れていると感じます。昨今のSNSに見られるような、自分とは異質のものを排除する社会の空気、様々なハラスメントの問題、良好な人間関係を構築することが難しい中で子どもたちは苦しんでいます。さらに、こどもまんなか社会実現のための個別の取組として、こどもの意見を聴く、こどもの意見表明する機会を創出するとあります。機会の創出も行政としては非常に大事ですが、日常生活の中で常に実践できることが大事だと思います。こども計画の中には、密に関係する大人——例えば保育士や教職員、保護者の在り方について、直接言及はされていません。しかし、以前から私再三申し上げているとおり、大人が自分らしく持って生まれた力を発揮して生き生きと人生を送ることがなければ、子どもの最善の利益を実現するのは難しいと考えています。子どもが自由に意見を表明できるようになるためには、大人も同じように自由に意見を表明し、それを真剣に受け止めてもらうことが必要だと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。大人についても同じように、自由に意見を表明し、それを真剣に受け止めてもらうことが必要ではとの御質問ですが、こども計画策定に際しましては、これまでも保護者に対するアンケートや39歳までの市民を対象としたアンケート、公共施設デジタルスタンプラリーなどを通じて、大人の意見にも耳を傾けてまいりました。今現在実施している取手市こども計画のパブリックコメントにつきましても、広報やホームページといった従来の周知方法に加え、市公式LINEやホームアンドスクールでの配信などによって、より多くの大人にも——大人の目にも触れるように進めているところです。本計画においては、こども基本法やこども大綱の趣旨に鑑み、子どもや若者の意見表明の機会について明記しているところですが、真剣に話を聞いてもらった経験や意見表明によって社会に参画する経験を持った若者が成長し大人になったとき、自分の意見を堂々と伝えることができる、また他人の意見に寄り添うことができる素養が身につくことにもつながることと考えております。いずれにいたしましても、行政としてこども施策に限らず、市民に寄り添い、その声に耳を傾けた市政運営に努めてまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 本当に、意見を言えずに我慢している人というのが、本当に少なくないと思っております。大人も自分の意見を出し合い理解し合うことが大切なのではないでしょうか。これが可能になってこそ、子どもも大人もウェルビーイングを実現できると私は考えております。今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、この質問を終わりにします。ありがとうございます。

では次に、第4次取手市教育振興基本計画について聞いてまいります。こちらは、2月15日でパブリックコメント意見募集が終わり、現在結果をまとめているところだと思ひます。こちらでも幾つかの視点から確認してまいりたいと思ひます。教育振興基本——基本計画は、第3次から第4次の間に、令和5年4月にこども基本法が制定されたことは大きな変化だったと思ひます。教育振興の主眼が、社会に役立つ人材の育成から一人一人のウェルビーイングの実現へと大きく転換してきたと思ひますが、そのように捉えてよいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。根岸議員の御質問に答弁させていただきます。子どものウェルビーイングとは、子どもたちが元気に笑顔で1日を過ごし、今日も楽しかったと幸福感を持って家庭に帰り、あしたはどんな楽しいことが待ってるんだろうと明日への希望を抱くことだと捉えております。健やかに成長する子どもたちの笑顔を見て、保護者や地域の方の幸福感が広がり、ひいては社会全体のウェルビーイングが向上するものだと考えております。根岸議員ご質問の教育振興——振興基本計画の主眼が一人一人のウェルビーイングの実現に転換してきたということについてですが、国におきましては、教育基本法に基づく国の教育振興基本計画の大きなコンセプトとしまして、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」、この2つを挙げております。これは、将来の予測が困難な時代を生き抜いていくために、子どもだけではなく、国民一人一人がこの2つのコンセプトを意識し、人材の育成及びウェルビーイングの向上を同時に実現していくのだという強いメッセージだと捉えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 第3次計画期間は、コロナ禍の影響を強く受けた期間でした。この間、子どもたちの置かれる状況は悪化していると言わざるを得ません。不登校の増加、若年層の自殺数の高止まりがそれを表しています。こども計画がこどもまんなか社会実現のための環境整備とすれば、教育振興基本計画は、子ども・若者の心と体の健やかな成長に大きく関わる場所です。ここで一つ、本来の子どもの姿を現していると思われる、「一年一組せんせいあのね」という本から、ちょっと紹介したいところがございます。映像をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） ちょっと小さいですね。こちらが、鹿島和夫さんという先生をされていた方なんですけど、鹿島さんが担任した小学1年生たちとの、いわば交換日記であった「あのね帳」から54の——54篇のつぶやきをセレクトしたのになっていまして、そのうち私が、またさらに3つセレクトしました。ちょっと読み上げさせていただきますね。まず1つ目、「すきなこども うえがき たかとし おかあさんは かしこいこと げんきなこと はなしをよくきくこと うそつきじゃないこと ふざけないこと やくそくをまもるこが だいすきなんだって ぼくはむりです」。次、「じゅぎょうさんかんとくひさ しげひろ ぼくはかえってからままにほめられました どうしてかというてをあげたからです ぼくはてをあげなかったらままにしかられるから てをあげたのです」。最後、「くちごたえ ないとう ゆうこ わたしがなんかいうと おかあさんは 「くちごたえをしたらいけません」 とおこります せんせい くちごたえってなんですか わたしは いけんをいっているつもりです」。

非常に子どもの気持ちがよく表れていると思います。大人が考えているより子どもたちは大人のことをよく見えています。私たちは新自由主義・経済優先のもと、優秀であらねば社会から取り残されるかもしれない恐怖から、保護者は子どもに必要な教育を受けさせねばと躍起になってきました。教職員もマルチタスクをこなせる人材を育て上げ社会に送り出すことが子どものためと、頑張れ頑張れと鼓舞して立派な学力をつけさせようとしてきました。そして子どもたちは、大人の期待に応えようと頑張ることに疲れてしまっています。競争社会を生き抜くための教育、社会に役立つ人材を創出するための教育が、子どもが本来持っている力を奪っているのではないのでしょうか。もっと子どもの力を信じて手を——もっと子どもの力を信じて手を出し過ぎないことが重要だと考えています。資料お願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） 私は、教え育てる教育（きょういく）ではなく、子どもと一緒に共に育つ共育（ともいく）を目指すターンに入っていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。現在の教育課題としまして、教師が教える教育から、子どもが自ら学ぶ教育への転換が図られているところです。一方で、子どもが身につけるべき知識・技能の習得については、自ら主体的に学ぶことが大切なところではありますが、基本的、基礎的な知識や技能については、全ての学びの基盤となることから、子どもたちが身につけなくてはならない資質能力であり、しっかりと教員が教えることも大切なことであると捉えております。つまり、子ども自身が自ら学ぶこと、教員がしっかりと教えることをバランスよく学んでいくことが求められると考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 教育費本基本法の目的から変える必要があるのではという問題提起です。日本国内でも、共育（ともいく）を実践している学校があります。私学だけで

はありません。公立でもです。子どもたちと毎日過ごす現場から変えていけると思います。子どもの最善の利益のために御検討をよろしくお願いします。

次に、子どもの声を聴く、子どもを丸ごと受け止める具体策について伺います。計画策定に当たり、児童生徒にアンケート調査した結果の記述が12ページにございます。私はその結果から、——その結果から子どもたちはまだまだ大人に話を聴いてもらえていないと感じております。——ちょっとお待ちください。お願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらが実際のアンケートのページになります。中に、こちらがAIが抽出をしているとのことなんですけれども、下のほうに先生のカとキのところに注目していただきたいんですけれども、「先生がもっと生徒に寄り添ってほしい」とか、「生徒が気軽に相談できるカウンセリングを強化してほしい」、また、「アンケートの頻度を増やしてほしい」、それから、いじめ——じゃなくて、その上ですね。カのところの一番下「いじめアンケートを紙だけで行うのではなく面談形式で行ってほしい」ということなどが挙げられています。これらの子どもの意見の反映はどの部分にされているか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。子どもたちの貴重な意見については、教育振興基本計画のみならず、すぐに取り組めること、特に子どもの話をよく聞くことについては、直ちに実施していきたいと考えております。特に子どもたちが気軽に相談できる体制の充実を図ってまいりたいと考えます。また、教育振興基本計画の重点施策1の1、誰もが安心して学びに向かうことができる支援体制の充実の項目においては、児童生徒が抱える課題を早期に発見し的確に対応するために、教職員に加えて、学校連携支援員、教育補助員、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、心理・福祉等の専門家などを活用して、子どもたちを支える継続的なチーム支援体制の充実を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 本当に取手市の取組というのは、他自治体に比べると本当に充実していると思っております。ですが、子どもたちは先生や保護者、子どもクラブの支援員等、身近にいる人に話をもっと聞いてもらいたいと渴望しているというのがアンケート調査結果に表れていると思っています。組織やシステムで取り組むのはもちろんなのですが、やはり毎日の生活の中に当たり前にあってほしいと思います。「子どもの話を最後まで聞く」というスローガンを掲げ、職員室の前方に貼り出すとか、毎朝朝礼で子どもの話を最後まで聞こうと唱和するとか、子どもの話を聞き切る月間を決めて集中的に取り組むなど地道に取り組んでいただきたいと思いますが、そのような取組は可能でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。本市の石塚教育長は、「教職員にとって一番大切なことは、子どもたちの気持ちを理解することである」と、常々教職員に伝えており、子どもと教職員が強硬な信頼関係を結ぶために最も大切なこと

であると捉えております。子どもの気持ちを理解するためには、子どもの話をとにかくよく聞く、最後まで聞くということが大切です。また、子どもが話しかけやすい優しい雰囲気や受け止めてくれるという安心感を生み出すことが大切です。教職員には、そのような優しさのある関わり方や、安心感を生む人間関係づくりを指導してまいりたいと考えております。さらに、子どもの話を最後までじっくり聞くには、子どもに向き合う時間の確保も重要な要素となります。子どもと教職員の面談を含めた教職員が子どもたちと関わる時間を増やすための教職員の働き方改革を、さらに進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 先生方は本当は子どもたちに本当に接したいと思って教職員を目指されて、実際働いていらっしゃると思います。その中で、今、後ほど言及しますけれども、先生方って本当につらい立場といたしますか、環境がなかなか難しい状況にあるというのを本当に理解しています。そこをやはり先生方もしっかり御自分のウェルビーイングっていうところを実現できるようにというのも、ぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

次に、学校と保護者の連携について伺います。学校と保護者の関係もコロナ禍で薄くなってしまったと同時に、保護者間の関係も希薄になっています。さらに先生方に時間がなく、保護者は対応してもらえていないと感じているのではないのでしょうか。私は教育現場の当事者は、児童生徒、教職員、そして保護者の3者だと考えます。教職員と保護者が密にコミュニケーションを図り、力を合わせて子どもにとっての最善の利益を獲得すべきだと考えます。しかし、教育振興基本計画には保護者との連携についての言及がないように思います。保護者もまた、子どもの生活に学校生活において意見を言える機会が少ないのではないかと思います。保護者と連携するためにコミュニケーションの機会をつくっていただけますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。学校と保護者の連携を深めていくためには、子どもとの関わりと同様に、教職員が保護者の話を真摯によく聞くということが大切です。まずは教職員側が話しやすい雰囲気、そういった環境をつくる必要があります。保護者が安心して話せるよう、柔らかい表情や姿勢を意識し、落ち着いた環境で話をすることが大切だと捉えております。また、連携という意味では、双方向のコミュニケーションが大切です。学校側からの一方的な発信だけでなく、保護者の意見や悩みを聞く機会、例えば定期的なアンケートの実施や、ふだんからの相談窓口の周知などが大切だと考えます。このような保護者との信頼関係の構築につきましても、校長会、教頭会等、様々な場面で指導してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。本当に先生に求められる資質って、もう大変、こんな立派な人に私はなれないって思って実は教職を諦めたほうなんですけれども、もう本当に最後になりますけれども、教職員の方々のお話を最後ちょっと先出しして

しまったんですけれども、学校の中で一番元気を取り戻さなければ——取り戻さなければならぬのは先生方だと思っています。本当に今の学校現場は大変な状況だと想像します。先ほどは保護者が対応してもらえていないと感じていると申し上げましたが、一方で、先生が本当は——本当に話したいと思っている保護者にこそ、連絡がつきにくく、対話の時間が取れていないという現実もあります。計画に教職員のウェルビーイングについて言及されていませんが、そこが一番大事な点ではないかと考えています。どうしたら先生方が元気を取り戻せると思いますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。元気な先生もたくさんいて、笑顔で子どもたちに毎日接していただいているところかと思っています。教職員のウェルビーイングは様々な要素がありますが、何よりも最も感じられるのは、子どもの成長を間近で実感することができることです。このことが教職員の仕事の最大な——最も大きなやりがいであり、自分の仕事に価値を見いだすものでもあります。私もそう感じております。決して立派な人間だとは思っておりませんが、ただ教職は大変すばらしい職業だと思っています。また、心身ともに先生方が充実した状態で働けること、上司や仲間からのサポートの充実など、職場環境が大きく関係してきます。本市では教職員のウェルビーイングを向上させるために、専門家を招いての職場環境の向上を図るための研修会を実施したり、市の働き方推進協議会における働き方改革の取組を市及び各学校において実施しているところです。先日、市内の全教職員に実施したストレスチェックにおきましては、全国平均と比べてストレスが低い傾向の結果が出ており、専門家の先生からも大変よい結果であると高い評価をいただいたところです。しかしながら、今後も個々の教職員にしっかりと目を向けて、校長会等と連携しながら、一層の職場環境の向上を構築してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） すみません。課長の補足をさせていただきます。今のストレスチェックの結果の答弁ありましたけども、やはり全国平均よりも先生方、ストレス低いんですね。何が低いかというと、同僚からのサポート、上司からのサポートが受けられて、本人のストレスがやっぱり軽減してるという結果がありました。これはやっぱり教育委員会全体で指導して、学校のほうで管理職がしっかりと教員にそういったことをやってるなというあかしだと思っています。

それともう一点は、先日も答弁させてもらったんですけども、取手市教育委員会では専門のメンタルヘルス・心療内科の先生を月1回教育委員会に来ていただいて、教職員の、いわゆる心の健康相談の設定——相談日を設けております。こういったことを活用していただいて、少しでも先生が安心して働ける職場づくりをやっておりますので、こういった環境も継続してやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。明るい材料を御提供いただきまして本当にありがとうございます。心強いです。先生が元気を取り戻し、子どもの話をゆっくり

聞くことができるようになれば、先生も子どももウェルビーイングを実感できるはずだと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。これでこの質問を終わりにします。ありがとうございました。

では最後に、公民館の今後の運営方針、役割についてお伺いしてまいります。教育振興基本計画の中から、公民館について取り出して伺ってまいります。教育施策の4つの柱の3項目め、生涯学習の充実とスポーツの振興に、公民館についての記述がございました。まず、公民館の現状と課題をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 答弁させていただきます。先日の岡口議員の答弁にもさせていただいたんですが、市内には公民館が14施設あります。その施設も設置から40年から50年という形で老朽化しております。やはり施設の老朽化、それと時代のニーズに適合した設備改修、また利用される皆さんの高齢化であったり固定化というのが、一つ課題と挙げられます。これらの課題を、今の時代に合った施設整備、または利便性の向上を図ると、こういったことが今後大切だなと考えて、そして新しい——新規の、いわゆる新しく公民館を利用する、そういった方の取組というのが非常に重要だと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今ちょっと先出しされてしまったかと思うんですけれども、その課題に対してどのような方針を持っておられるか、改めて伺います。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 根岸議員の御質問にご答弁申し上げます。まず、施設整備につきましては、公共施設マネジメント白書に関わる施設の個別計画のほうで、井野公民館、次に戸頭公民館、寺原公民館から順に年次ごとに実施計画を立てて解消していく形になります。新規の利用者の拡充につきましては、年1回、公民館活動をするサークルの新規会員の募集記事を広報とりでのほうに掲載いたしまして募集を行っているところでございます。子どもや子育て世代を対象にした講座などをまず企画し、まずは来て認知していただき、その後、継続的に利用につながっていただけるように、多世代の利用促進を図っているところでございます。具体的に申し上げますと、寺原公民館のクリスマスの人形劇ですとか、戸頭公民館の小学生の七宝焼きの講座、また相馬南公民館の子どもの集い、相馬公民館の新春の子どもの集いですとか、あと小文間公民館の夏休みの宿題のための子どもの絵画教室とか、あと山王でやっています土器のほうの講座ですとか、若年層にも向けた講座、イベントを開催してございますので、今後も多世代の利用をそういったところを通して図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 昨日の岡口議員の一般質問でも、その辺の御紹介があったかと思えます。最初に質問したこども計画において、子どもの放課後の居場所に課題があることが明らかになっています。この辺も岡口議員が昨日質問されていましたが、現在取手市には、自由に出入りできる児童館のような施設はありません。市内に7つ高校があ

りますが、高校生が気軽に友達と過ごしたり学習したりする場所も、ウェルネスプラザですとかVIVA（ビバ）だったり、そして図書館の学習室などあるんですけれども、十分とは言えないと思います。今後整備するにはお金も時間もかかります。地域に存在する公民館を活用できればよいのではと思ったんですけれども、そのお考えであることは昨日の岡口議員への御答弁で理解をいたしました。図書スペース・ロビー等、開放できるところをまず小中学生に向けて開放していただくことというのも確認をさせていただきました。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらは、各公民館の施設状況を表にまとめてみました。先ほど公民館14とおっしゃってましたけども、この中に福祉会館が入ってないので13になってます。令和6年度クーリングシェルターを実施した公民館が4か所、そして図書室ですとか図書コーナーのところに椅子、机があるところが1、2、3、4、5、6、7—8か所あるのかな。そして、フリーWi-Fiの設置が6か所と、今先ほどおっしゃられたその改修のほうの予定が、井野公民館が令和7年度から始まるというところで順番に改修をしていくということでございます。私この黄色くなっている小文間、永山、寺原、戸頭、白山、藤代、六郷、久賀、相馬南、相馬、これだけの公民館が既に開放できる状況だと考えております。イベントがある際はその都度ご案内—その都度案内をされると思うんですけれども、まずロビーとか図書室開放のアナウンスというのを早い段階で、いま一度、小中学生とその保護者、地域等にアナウンスしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 御質問に御答弁申し上げます。既に使えるところにつきましては利用いただいているところでもございますので、現状利用いただいている公民館施設も、今後必要に応じて周知してまいります。また、コミュニティ・スクール等もやっておりますので、学校運営協議会等を通して、そういったところも周知してまいりたいと思います。

また今後、先ほど大規模改修とか修繕のお話ございましたが、しつらえが変わった際には、またホームページとか、広報媒体を通しての周知も検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） さらに準備としてしっかり行っていただきたいのが、現場の職員さんへの周知です。現在、公民館にほとんど子どもは出入りしていません。出入りすることで摩擦が生じることもあるかと思いますが、先ほどから申し上げているとおり、まずは子どもの声を最後まで聞くということを徹底していただきたいと思っています。なぜ子どもの声を最後まで聞くことが大事かというのは御理解いただけていると思います。一旦受け止めることが安心感、信頼感を生み出します。現場の職員さんに、子どもの言い分を最後までしっかり聞いてから必要なアドバイスやルール説明などお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 根岸議員の御質問に御答弁申し上げます。これからも世代を問わず多くの方に利用いただけますように、職員に改めて周知してまいります。また、ほとんど子どもの出入りがないというお話あったんですが、館によって異なるところもありますので、フリースペースですとか、あと図書室、お子さんを含めて多くの方に自由に使っていただける場所がありまして、利用者のほうは、特に集計フリーなのでしてませんが、利用するお子さんもいらっしゃいます。またイベントの際にも多くのお子さんに参加いただいているところもございます。こういった方がさらに増えるように、また取り組んでまいりたいと思っております。その取組の一つといたしましてはイベントでの施設の周知というのがございまして、高須公民館等のまつりなどでは、イベントでは子どもの来場がある程度想定されますので、スタンプラリーを実施したり、その際多くのお子さんに参加いただいています。また、そういった子どもたちがさらに増えるように、楽しんでいただけるように努めて施設の認知をしてもらおうと考えています。今後も様々な世代が参加できるような催しや講座を企画しまして広報するとともに、全ての来場者に丁寧な対応をしてまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 議員の皆様申し上げます。議場内での私語は慎むようお願いいたします。

教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 今、塚本課長から答弁したように、多くのお子さんにやはり公民館を使っていたきたい。次世代を担う子どもたちが使うことによって、公民館がより活性化するのかなど。そういった中ではあるんですけども、今度これまで使わなかった子どもが——お子さんが公民館を利用することによって、やはり一番心配なのは、お子さんのけがであったりトラブルというのも、これは多少なりとも出てきます。そういったお子さんを——今のままでの職員体制で本当にいいのか、見守りする人材は必要なのかどうかというのも、これは十分検討する必要があるかなと思います。そういったことも含めて、実際にそういった子どもたちに公民館を開放している先進自治体の事例などもよくこれは調査して、どのような形がいいのかというのを考えていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。高校生の居場所についても課題なんですけれども、その点についてはまた次の機会に取り上げたいと思います。

最後に、公民館とコミュニティ・スクールとの連携について伺います。3年前から山王小学校で始まったコミュニティ・スクール、今年度は全小中学校で取り組んでいます。地域コミュニティにおいて、学校と公民館は大事な資源であり、今後の展開が期待されます。現在の公民館とコミュニティ・スクールとの連携状況について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 根岸議員の御質問にご答弁申し上げます。令和6年度に市内市立全小中学校全校がコミュニティ・スクールになったところでございます。各公民館長が学校運営協議会のメンバーになっている例もございますので、公民館と学校の協力

体制、また相互交流が今後さらに増えていくと考えられております。学校運営協議会の協議の下、公民館では公民館で活動するサークル等に声をかけ、学校で授業をしていただいたり、逆に小学生が公民館に来てそのサークルに参加したりという例が既に出てございます。また小学校の絵画などの作品を、公民館まつり——今ちょうどやっていますが、展示するといった例も生まれてございます。各公民館では地域の皆さん、指導者または団体が活動しておりますので、今後も館長を中心に、学校ごとに開始年度が異なるところもございいますが、1年目よりは2年目・3年目と、コミュニティ・スクールとの関係を深めて、連携していければと考えてございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。コミュニティ・スクールについても現在進行形ですので、都度都度、確認していきたいと思っております。それぞれの地域性やこれまでの関係性等によって館にばらつきがあるかと思っておりますけれども、ぜひ協議会メンバーとして主体的に関わっていただき、子どもの育ちに貢献していただけたらうれしいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

続いて、金澤克仁君。

〔16番 金澤克仁君登壇〕

○16番（金澤克仁君） 創和会の金澤克仁でございます。よろしくお願いいたします。まず初めに、今、岩手県大船渡市で大規模な山火事が発生をしております。発生から7日目で、4日午前6時現在で、焼失面積は2,600ヘクタールまで拡大しているとのことでございます。一刻も早い鎮火を望むとともに、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。取手市からも、取手消防本部から1つの部隊がこの消火活動に当たっております。今、第2陣の方々が現地で一生懸命活動しているということです。安全第一で活動していただいて、一刻も早い消火に尽力していただければと思いますし、心から感謝と敬意を申し上げます。また、この取手市なんですけれども、今週に入って非常に寒い日が続いております。今晚からあしたにかけて雪の報道なども出ておりますが、大きな被害にならないといいなと思っております。今週はずっとこのような肌寒い陽気のようで、また今週の土日も雪が降るんじゃないかというような予想が出ておりますが、お互い健康には留意して頑張っていきたいと思っております。それでは、一般質問を始めます。今回は3つの事項について通告をさせていただきました。学校跡地などの公有用地の利活用方策、こどもまんなか社会の実現、そして千葉ロッテ2軍の移転先候補についてでございます。

まず、学校跡地などの公有地の利活用方策についてです。旧取手一中・旧井野小・旧小文間小についてお尋ねをいたします。旧取手一中と旧井野小については、旧取手一中学校跡地及び井野小学校跡地に関する利活用計画書というのが、平成28年に策定をされました。この中では、上位関連計画として取手市都市計画マスタープラン、公共施設マネジメント白書、第三次取手市保育所整備計画などを基に市民アンケートなどを実施し、利活用の計画を定めておるところでございます。一中におい——旧一中においては、育みゾーン、

そして周辺道路の整備、また健康・防災ゾーンという形で分けて、既に井野なないろ保育所が整備されたり、あとしっかりした歩道が整備されたりしております。それで今回、令和7年度の当初予算にも計上されておりますが、約3億9,600万の予算をもって旧取手一中の体育館の大規模改修と耐震補強の工事の予算が計上されております。その工事等々の中身について、詳しくお尋ねをいたします。

〔16番 金澤克仁君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、金澤議員の御質問に答弁させていただきます。先ほど金澤議員ご紹介いただいたとおり、旧取手一中の中学校体育館の跡地の利用については利活用計画書でうたっておりまして、そして本議会において、令和7年度予算として大規模改修・耐震補強工事の工事費用を上程させていただいております。具体的な工事内容及びスケジュールについてですが、この旧取手一中の体育館は建築後53年が経過しておりまして、建物自体の老朽化や傷みが激しく、耐震補強工事とともに、屋根の金属断熱カバー工法、そういったものを取り入れております——取り入れる予定であります。また、アリーナ床を全面改修させていただきまして、それと窓枠をアルミ窓枠へのカバー工法といったものに、窓枠も全て新しく取り替えさせていただきます。それと照明ですが、これも既存の照明を全てLED照明といった体育館の主要部分を全面的に改修させていただきます。また、体育館内では様々な市民の皆さん御利用なさると思いますので、バリアフリートイレを設置する予定としております。

次に、タイムスケジュールですが、令和7年度の予算の御承認をいただきましたら、令和7年度早期に入札を執行しまして、仮契約を締結いたします。その後、6月議会に本契約の議案を上程すると、そういった予定を組んでおりまして、議会の承認を得た後、速やかに本契約を締結し工事を開始する予定としております。工事は令和7年度末で完了する予定としております。工事完了後には、市民の皆さんに健康促進やスポーツ振興を図る施設として御利用いただき、地震等の災害時には避難所として活用してまいりたいと考えております。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。旧一中を利用する方々には、あそこのグラウンドなども、例えば休日であれば少年サッカーなどをやってる子どもさんたちがよく利用されてるのを見かけます。その中でちょっと気づいたのが、あそこを利用されている子どもさんたちがトイレを利用するときは、昔プールとして使ってたところの脇のトイレを利用しているようなんですけれども。私が以前見たときには、まだプールに水が張ってある状態でした。その辺りの安全対策というのはどのようにされてるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。現在、学校体育施設開放事業で取手一中のグラウンドを利用される皆様には、旧取手第一中学校のプールのトイ

レ、こちらを御使用していただいております。金澤議員から御指摘いただきました、学校体育施設開放事業で当グラウンドを利用されている子どもたちも、大人と同様にこのプールのトイレを使用している状況でございます。特にプールに水が張られていると、近づく際の危険ということで、私たちも深く認識しているところでございます。そのため、現在はこのプールの水を抜きまして、雨水対策として排水バルブを開放し、雨水がとどまらないように管理しているところでございます。また、プールのトイレを使用される方の安全対策としまして、トイレ以外の場所に誤って進入しないように、プールの入り口に設置しています高さ2メートルの鉄製の門扉、こちらにダイヤル式の鍵を設置しております。さらに鉄製門扉の先にも柵を設置しまして、その柵に立入禁止の看板を掲示するなど、トイレを利用される方の安全管理と啓発に努めているところでございます。なお、体育館の改修工事、こちらが完了後につきましては、体育館のトイレを利用させていただくように進めていくところで――進めていくように考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。しっかりとした対策を取っていただき安心しました、ありがとうございます。次になんですけれども、先ほど部長のほうから、令和6年じゃない――6月定例会で工事の議決をした後に、令和7年度の末までには完了したいということですが、工事が始まりますと、当然あそこはなないろ保育所に通う子どもさんたちもおりますが、安全対策についてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。工事期間中の安全対策ということですが、まず施工業者と安全対策を含め、今後詳細な打合せを実施していきますので、こちらの内容が確定次第、なないろ保育所の利用者やグラウンドを使用する方々に対しまして、安全対策それから工事スケジュールの内容を丁寧に周知していきたいと考えております。また、工事期間中につきましては、安全を最優先としまして、利用者の皆様に安心して利用いただけるよう、環境――そのような環境を提供できるように努めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） よろしく願いいたします。もう一点、スケジュールなんですけれども、スケジュールといっても、あそこ――設置に関する条例とかの改正もしなければいけないと思うんですけれども、その辺の条例改正を含めたスケジュールについて、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） 工事のスケジュールに関しましては、先ほど部長からありましたように、令和7年度に工事を完了させるように目指していきたいと考えております。条例の改正につきましては、本年の12月の議会におきまして、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例こちらの改正の議案を上程しまして、議会の承認を得た後、市民の皆様、市民に対して、体育館の利用開始時期や利用料金などにつきまして速やかに

周知していきたいと考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 分かりました。それと次なんですけれどもこの計画によりますとあそこの駐車場が73台というふうになっておりますが、仮になない保育所で登園・降園、さらには何かのイベント、またグラウンドでも何かしらの大会というか——みんな本当に多く集まっている。そしてさらには体育館も新たに稼働し出すということになると、これで駐車場が足りるのかなというのは私個人としては非常に懸念をるところなんですけれども、利用状況について把握をされてますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。現在の利用状況ですが、先ほど金澤議員からもありましたように、現在は76台の駐車スペースがございます。こちらが通常時には十分なスペースが確保されてると私たちは考えておるところでございますが、やはりこちら、なないろ保育所とこの駐車場を共有していることもございまして、保育所に通園される子どもたち全員が参加されます運動会などの行事開催時には、年間にして3日から4日程度でございますけれども、駐車場が不足するケースがあると我々もちょっと伺っている状況でございます。このため、毎年、年度末になないろ保育所から年間事業予定と駐車場の必要台数、こちらの報告をいただきまして、この情報を学校施設開放事業で旧取手一中を利用されてる皆様に周知するとともに、旧取手第一中学校及び保育所の利用者双方に対しまして、保育所でイベントが開催される日には、相乗りや自動車以外での方法でお越しいただくように御協力を依頼し、この駐車場が不足しないよう努めている状況でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 分かりました。ただ年に数日不足する日もあるということと、体育館が稼働し始めたところもありますので、これは一つ提案という形の質問になるかと思うんですけれども、今後、完全に旧一中のプールは使わなくなるわけですので、あそこを取壊して駐車場として利活用してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 今議員から御提案をいただきました駐車場が不足するといったところなんですけど、まず、ほかに周辺に駐車場があるかないかと、そういったものをまず先に調査したいと思います。それとプールの跡駐車場という形なんですけど、これは旧一中の今回の体育館のプールだけにとどまらず、やはり市内の小中学校のプールの利活用、合わせまして、小中学校で駐車場が不足しているという声も聞いておりますので、そういったものも含めて、今後やはり教育委員会内で検討が必要なのかなと、これは認識しております。ただし、限られた予算の中ではありますので、十分これは時間をいただいて検討が必要かなと考えております。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。今後の検討課題としていただければと思います。

次に、旧井野小についてでございます。旧井野小はこの計画によりますと、交流ゾーンという形で整備していくというふうに位置づけされておりますが、この今の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 旧井野小学校跡地の利活用についてということでございます。先ほど議員のほうからも御紹介いただきました旧取手第一中学校跡地及び井野小学校跡地に関する利用計画書というものの中で、あそこは両方隣接した敷地になっておりますので、一体的に計画を——利活用計画を検討したという経緯の中で、一中の利活用が終わった後に、井野小のほうの整備にというような順位づけをしております。したがって、今、これから旧一中のほうの体育館に着手するということですので、それが終わりました後、緑化されたオープンスペースとするというような方針で、今決まっております。で、もう少し長期的なスパンでオープンスペースとして活用しながら、今後、20年、30年を見据えた中で、周辺のURが管理する井野団地、こちらがどのようになっていくかということと併せて、次の利活用、また新たな利活用というものを考えていくようなことになろうかというふうに考えているところでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。次に、旧小文間小に移ります。小文間小に関しては、小文間小学校跡地に関する利活用計画の検討案というのが、平成30年の3月にまとめられております。これも、上位計画として取手市都市計画マスタープラン、さらには公共施設マネジメント白書、そして公共施設等総合管理計画を基に、住民の意向をいろいろ調査して進めて計画したものになっております。住民の意向としては、「将来的な学校再開の可能性は否定せず、行政が適切に維持管理する」「運営は、民間活力の導入も視野に入れて検討を深める」「地域の防災拠点、公園・広場、地域活動や交流・生涯学習の施設、地域運動・スポーツ施設としての機能を確保する」などの意向がなされ、検討案としては、「地域住民の意向を反映した利活用計画」「地域のまちづくり課題に対応した土地利用」「行政の施設管理方針にも整合した計画内容」とし、「活用可能な既存施設を最大限活用しつつ、将来的な状況変化に対応可能な利活用計画が必要」ということで、整備のテーマとして「歴史・文化を受け継ぐ、地域の庭」、期待する効果として「小文間地区の歴史・文化・コミュニティの継承」という形で、この計画——検討案にはまとめられております。私も、小文間の方と意見交換をする中で、最近、行政の方と意見交換の場を持つ機会が何度となくあって、何となく方向性が見えてきたやのように聞いております。現在の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） お答えいたします。議員も地元の方とお話をされたということですが、長らく地元の方々と小文間小の跡地利活用について意見交換をしていく中で、例えば今ある校舎を使うのかとか、どういう機能を持たせるかといったことに

ついて、長いこと議論をさせていただきました。最新の状況ですと、この2月にまた地元の方々とお話をさせていただく機会がありまして、そこで今ある校舎を活用するといいますが、その老朽化ですとか耐震の問題ですとかいろいろ課題がある中で、そうではなくて、校舎を使うのではなくて、一度解体をした上で、すぐ隣にあります小文間公民館のほうの老朽化ということも併せて公民館の機能を移転する形、またそこに防災拠点あるいは地域の交流機能といったようなものを盛り込んでいこうということで、地元の方々も方向性が本当に見えてきたというところで、今後速やかに具体的な検討の作業に入りましょうというところで、今進んでいるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。地域の皆さんと話合いを進めて方向性が見えてきたということで、安心をいたしましたし、あそこの小学校は地域の皆さんの寄附によって——土地が寄附をされ造られたという経緯がありますので、ぜひ地域の皆さんの声を十分反映させるような形にしていだければと思います。

そこで、旧小文間小学校の跡地利用が検討されてくれば、地域へのアクセス利便性も確保しなければならないと思います。県道から小文間中妻地域の福栄寺の脇を通り藤代地域へつながる市道改良は、その後の工事の進捗、令和7年度の予算で約1億3,700万円の物件移転補償や用地代等計上されておりますが、事業の進捗はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、金澤議員の事業の進捗という御質問でございます。答弁させていただきます。ただいま金澤議員のほうから御案内がありました市道5148号線、こちらですけれども、小文間中妻地域にお住まいの方はもちろんのこと、広くは宮和田・渋沼地域から主要地方道取手・東線にアクセスする道路として利用がされております。令和3年、小文間中妻地区・南地区の市政協力員さんを通じまして、大雨洪水時の避難経路として通るには支障を来すとの理由によりまして、市道拡幅工事に関する要望書が市に提出されております。市といたしましても、当該路線の拡幅整備を進めるべく、予算計上を行いまして、令和5年度には現在の道路状況を調査する路線測量を実施いたしまして、本年度、令和6年度には、その成果を基に道路拡幅計画となる道路詳細設計を進めてきたところでございます。現在、御存じのとおり、道路両側には住宅等も近接しておりまして、道路を拡幅するためには敷地の御協力、または場所によっては建物等についても御協力をお願いすることが考えられます。今後の事業といたしましては、今議会において来年度予算が御承認いただければ、令和7年度には道路拡幅に必要となる用地買収を進めさせていただくための用地測量や不動産鑑定・土地評価、また物件移転補償調査などに着手してまいりたいと考えております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。せっかく出ていただいたんですけども、

御丁寧な答弁をいただきましたので大丈夫です。

〔笑う者あり〕

○16番（金澤克仁君） 以上で、学校跡地などの公有用地の利活用方策についての質問を終わります。ありがとうございました。

それでは続きまして、こどもまんなか社会の実現についての質問に移ります。今、計画策定中ということでございますが、取手市では、令和6年度より新たな総合計画の基本計画である、とりで未来創造プラン2024がスタートしています。とりで未来創造プラン2024では、基本構想に定める将来都市像「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向けた6つの政策の一つに「未来をつくる世代を育むまちづくり」を掲げ、子育て支援や教育に特に力を入れたまちづくりに取り組んでいます。しかしながら、取手市の子どもを取り巻く環境——現状を見ると、出生数は平成17年の合併以降、ピーク時の約800人から、近年では約500人まで減少しており、合計特殊出生率も1.25と低い水準となるなど、急速に少子化が進行しています。こうした少子化は、20代前半の若年層の転出超過の傾向や不安定な経済状況、結婚や子育てに対する価値観の変化など、複雑な要因が絡み合っていて進んできています。さらに、児童虐待や貧困など、子どもを取り巻く社会問題も深刻化しており、こうした困難かつ大きな社会課題を解決していくためには、全庁横断的に子どもや若者を中心した政策を展開していく必要がありますということで、——今、こどもまんなか社会の実現のために、令和7年度から新たにこども部を設置し、こどもまんなか社会の実現に向けてより一層体制強化を進めていくと思っておりますが、その中で特に力を入れている部分についてお伺いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、金澤議員の御質問に答弁させていただきたいと思っております。今、金澤議員おっしゃっていただいたとおり、本当に子どもを取り巻く環境、厳しいものとなっております。そういった中で、令和7年度からは、こどもまんなか社会の実現に向けて、このこども部、設置しまして、より一層体制強化を進めていこうと思っておるところでございます。また、今年度こども計画を策定するに当たりまして、アンケート調査をはじめとして、子どもや若者、子育て当事者の様々な声に触れてまいりました。当事者の声に触れる中で、不安や悩みを抱える方がいること、そしてその多様な悩みを抱えながらも相談できる人がいない、あるいは誰にも相談しないと考える子どもや若者、子育て当事者が一定数いるという現状を改めて認識したところです。全ての子どもや若者が自立した大人へと成長していくためには、当事者それぞれの立場に立ち、しっかりとその声に耳を傾け、時にその思いをより多くの人と共有することのできる環境を整えていくことも重要な要素の一つであると考えております。あらゆる子どもや若者、子育て当事者が困難や不安といった悩みと無縁ではないんだという認識の下、様々な悩みを一人で抱え込むことのないよう相談体制を充実させ、一人一人に関わり寄り添った施策を展開していくことが、今必要であると考えております。令和7年度より新たに創設するこども部におき

ましては、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、母子保健と児童福祉の両面から切れ目なく一体的に相談支援を行う、こども家庭センターの機能を有するこども相談課の設置をはじめとしまして、包括的な相談体制を強化していくとともに、教育委員会等他部局とのさらなる連携を図り、子どもを取り巻く環境の整備をさらに推し進めていきたいと思っております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。こども計画については、現在パブリックコメントを実施中ということで、私も素案は拝見をいたしました。計画の基本理念である、「人とかかわり 地域とかかわり とともに育つまち とりで」は、今の答弁内容をよく表しているのかなというふうに感じております。令和7年度以降、どのような関わりの取組を見据えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 金澤議員の御質問に答弁いたします。基本理念については、子どもが健やかに、そして幸せに成長することを願うとともに、企業や団体・地域・行政など様々な主体との関わり合いの中で、自分自身が考え行動できる力を養うことで、町も全体的につながり合いながら成長していくといった思いも込め設定をいたしました。取手市こども計画のコンセプトの一つは「連携と協力」です。本年度も5月5日にこどもまんなか応援サポーターとなることを宣言して以降、市内企業や団体に対しても、こうした取組に賛同・連携をしながら、ともにこどもまんなかアクションを行っていただけないか、その輪を広げる取組を実施してまいりました。令和7年度においても、引き続きこの連携を強化しつつ、こどもまんなか応援サポーターステッカーの作成など、新たな取組を進めていくことも予定しております。また、市内高校生との協働事業であるこども未来会議や、こども政策プロモーション動画作成などを通じて、子どもや若者と一緒にこどもまんなかアクションを進めていくことで、子どもたちへ多様な主体と関わり合いながら一つのものを作り上げる経験を提供し、自己肯定感や自己有用感の愛郷心を育み、市全体でこどもまんなか社会を実現していく機運を醸成するなど、行政が一方的にこども施策を展開するだけではない取組となるよう、今後も一層連携と協力を進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 次に、コンセプトの一つに「連携と協力」とありましたが、子ども部を設置しこどもまんなか社会を実現していくために、庁内ではどのように連携を強化していくのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。連携と協力という意味では、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、地域や企業、団体といった様々なステークホルダーとの協働を進めていくことに合わせ、庁内各部署・部門間での連携が必要不可欠です。今年度、取手市こども計画を策定するに当たりましては、こども施策に関連する様々な部署とのヒアリングを重ね、こどもまんなか社会の趣旨を共有するとともに、こういった取組

を展開することができるのか協議を進めてまいりました。その中で見えてきた課題、また計画内の個別の取組に乗せるまでに至らなかった事業も含めて、計画がスタートした期間内においても新たな取組の可能性を常に模索し、アップデートしながら見直しを図っていくことを計画内でも明記しております。新たな組織体制となるこども部は、当事者である子どもや若者、子育て世代の声を、こども施策に関連する全ての部署とつなぎ、推進力を持って施策を動かすハブ機能としての役割を担っていく部門です。目まぐるしく変化する社会情勢や当事者のニーズを敏感に捉え、柔軟かつ迅速に対応できるよう、全庁的にこどもまんなか社会の実現に向け、連携した取組を進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 来年度4月から設置されるこども部ということで、私も大変注目しているところでございます。間もなく人事異動の時期なので、初代こども部長が誰なのかって質問したいんですけど、多分お答えいただけないと思うんで……

〔笑う者あり〕

○16番（金澤克仁君） （続）思いますので、次の質問に移ります。

続いて、保育士の処遇改善についてでございます。やはり、保育所を確保するには、この保育士の処遇改善、避けて通れないところだと思います。議会においても、福祉厚生常任委員会を中心として、この保育士の処遇改善、どういうものがあるのか、現場の声を聴いたりです——声を聴いたり、また先進地の事例を調査したり、執行部とのいろいろな意見交換する中で、議会としてもいろいろ調査・研究をしてきたところでございます。実際、担当課のほうから、今回、具体的な中身をお示しいただきました。来年度の予算にも、処遇改善ということで2,235万円の費用が計上されておりますが、委員会や予算の説明の中で、また予算説明書で詳しく触れられておりますが、改めてこの具体的な中身について説明をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。今、金澤議員のほうからお話があったとおり、この今回の保育士の処遇改善につきましては、委員会のほうでも御審議いただきました。ありがとうございます。この経過なんですけど、令和5年第4回定例会におきまして、幼稚園連合会の外461名の皆様より、保育士等の処遇改善に関する請願、こちらが提出されまして、議員全員一致で採択された契機が——経緯があり、本市としましても、重要な課題と認識し、請願採択後は県知事やこども家庭庁へ中村市長とともに出向き、要望書を提出させていただきました。要望書の内容といたしましては、自治体の財政状況に左右されない全国一律の処遇改善を求め、こどもまんなか社会の実現に向けた保育士等確保推進のための財政措置と施策を要望するものです。一方で、現実的には、つくば市や守谷市、牛久市などの近隣自治体において、処遇改善の補助金や新規採用保育士への就労支援助成金を打ち出しております。また、千葉県の多くの自治体や東京都内においても同様の補助金があり、保育人材が流出しているのが現状となっております。そこで今回、取手市独自の処遇改善補助金を創設するべく、現行の補助金制度のスクラップ・アンド・ビルドを図ってまいりました。取手市民間保育園等運営補助金の一部を見直し、民間保育士等処遇改善事

業として、取手市民間保育士等処遇改善補助金を創設させていただきたいと考えているところです。今議会で新年度予算として御審議いただく内容となります。

その内容といたしましては2点ございまして、1点目は、新規採用保育士等応援補助金です。これは安定的な人材確保を目的とした補助金として、取手市内の民間保育園等において新規採用となった保育士等へ20万円を補助するものです。2点目は、保育士等勤続功労補助金です。こちらは、保育士として長く継続して働いていただいた方に対する補助金となっており、勤続3年目、5年目、8年目10年目以降においては5年置きに補助対象者とします。補助金額は3年目が10万円、5年目が12万円、8年目が15万円、10年目以降は20万円とさせていただいているところです。今年度、保育士向けの合同就職説明会を開催させていただいた際に、茨城県内の保育士の養成学校や茨城県の保育人材バンクのご担当者様とお話をさせていただく機会がございました。その中で、やはり保育士不足が課題となっており、特に保育士を目指す生徒さん、学生が少なくなっているとのことでした。こういった補助金だけではなく、保育現場の魅力を発信していくことも行政の役割であると実感しておりまして、今後は中学生や高校生に広くアプローチしていくような施策も検討していきたいと考えているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 非常によく考えられた仕組みだなということで、前回の委員会から私も評価をしているところなんですけれども、私もいろいろと先進地の事例とかを調査したんですけれども、こういった形を取っている自治体が見当たりませんでした。参考とした何か先進地の事例みたいなのはあるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） 金澤議員の御質問に答弁させていただきます。処遇改善の補助金を実施している多くの自治体が、月額支給であったり新規採用の保育士へ単発の補助金であったりします。今回、当市のような補助金を実施する自治体がないため、参考にした自治体は特にございません。取手市私立保育園・幼稚園・認定こども園合同園長会の園長先生たちと市長との面談において、保育士不足の現状をお聞きした中で、市長としても、保育士さんたちに取手市の子どもたちを愛してもらい長く勤務していただきたい、との思いから、今回の補助金創設に至っております。市長と担当課職員同士がアイデアを出し合って作り上げた、取手市独自の補助金となっております。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 取手市独自の補助金ということで、本当に——繰り返しになりますが、よく考えて、よくつくっていただいたなということで、改めて評価をいたします。今、市長といろいろ話し合っただけということでしたが、何か市長から具体的なアドバイスはあったんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。担当課であります子育て支援課の当初案では、3年・5年・10年目以降のみでございましたが、この当初案を中村市長へ報告させていただいた際に、中村市長から直接ご提案がございまして8年目を追

加し、補助金額も段階的に上げていく現行案となった経緯がございます。また、補助金を申請していただき市からただ送金するというだけでは、どうしても機械的な事務になってしまいます。そのため、検討段階ではございますが、市長からの手紙や10年以上勤務されている方には市長自ら直接園へ出向くなど、温かみのある取手市ならではの補助金の渡し方を考えております。さらに、市長からは、直接保育士さんと対話をしていきたいという提案もいただいているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。今のこういった処遇改善の案については、すばらしい内容だと思うんですけども、しっかりと周知をしないと、多くの保育士の方の目に触れるような形にしないと、やはり保育士の確保にはつながらないと思うんですけども、周知の方法についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。対象となる保育士等に対しては、それぞれの園を通してお知らせしていきます。これから保育士を目指す方や、資格を持っていても保育の現場から離れてしまっている方に向けて、広報やホームページで周知することは当然のことながら、ポスターを作成して多くの方が目にする場所に掲示したり、本庁舎1階にあるデジタルサイネージを活用することも検討しております。また、毎年市主催で開催しております保育士合同就職説明会においても、これから就職する方向けに御案内をしたり、就職説明会開催に当たっては、保育士養成学校・ハローワーク・県の保育人材バンクなどにも御協力をいただいておりますので、関係機関への周知も行っていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。次に移ります。駅前保育所の現状と今後についてでございます。現状なんですけれども、リボンとりでの4階ということで伺っておりますが、あそこには有名な100円均一のショップがございまして、それ以外のスペースでは、今見たところによると少し手狭なのかなという印象を受けるんですけども、どのような形であのスペースを活用するのか、具体的にご説明願います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） ご答弁申し上げます。実際どのようなイメージであそこに配置されるのかということで、金澤議員から今ご質問いただきました。実際ちょっと画面に映して説明させていただきたいと思っておりますので、資料を投影させていただきます。スクリーンのほう御覧いただければと思います。

[福祉部長 鈴木文江君資料を示す]

○福祉部長（鈴木文江君） 現在、配置図を画面に映し出しておりますが、保育園の設置場所につきましては、エスカレーターの横にゲームコーナーがございまして、そちらの部分となります。下の部分が取手駅に近いほうになりまして、上の部分が、先ほど金澤議員おっしゃってくださったように100円ショップ、こちらになります。保育所への入り口はエレベーターに近く、入り口から一番近い部屋がゼロ・1歳児、窓際に沿って2歳から5

歳児クラスが並んでおりまして、大きな窓の下、開放的な空間を提供できるようになっております。また、非常階段につきましては、エレベーターの横に1か所、保育園の入り口から反対側に1か所、そのほかにも1か所と、計3か所。4階ですので駐車場への通路もつながっておりまして、避難経路も確保できると考えております。写真は現在の内装の状態ですが、一番左がエレベーター側から見た写真、真ん中がその反対側から写した写真、一番右が2歳から5歳児の保育室予定位置からの写真となります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。写真で見てよく分かりました。壁になってしまって、そこまでしかないのかなと思ったんですけど、その裏側に広大なスペースと大きい窓があるということで、よく理解できました。いい環境でしっかりとした——令和8年の4月にオープンできるように期待をいたします。今後のスケジュールについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。今後のスケジュールでございますが、県から承認された場合には、改めて開園に向けた改修工事の準備に入ります。改修工事につきましては、当市の整備補助金の活用を予定していることから、市の契約規定に準じ、一般競争入札を終えて工事に伴う契約を締結し、改修工事が開始される見込みです。三星学園から提出されたスケジュールでは、4月・5月中に実施設計、6月に建築確認と入札に伴う公告、7月に入札及び契約を実施し、工事は8月から着工し、令和8年2月頃までの7か月を予定しております。保育所の設置に伴う認可申請については、令和7年12月に市を通して茨城県へ提出し、令和8年2月に茨城県社会福祉審議会において御審議いただき、現地調査を経て令和8年3月に認可いただき、令和8年4月より開園となる予定でございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 令和8年のオープンに間に合うように、市としてもしっかりと様々な支援をお願いしたいと思います。この三星学園さんに決定するまでも様々な審査等あったと思うんですけども、やはり取手市で認可保育園を始めていただくためには、今後も継続した安定的な施設運営をしていただきたいと思いますと思うんですけども、それについてしっかりと今までも見極めたと思うんですけども、この辺の問題はないということでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。法人の選定に当たりましては、審査指針において、財務状況・経済的基盤・資金計画を評価しております。これは、法人が保育所運営を問題なく行える状態であるか、無理のない資金計画を立てているかなどに注目した項目となります。民間保育園整備運営事業者選定委員のメンバーには、税理士が委員として入っていただきましたので、法人としての財務状況などを専門的に分析し、財務状況を審議・説明していただいたところでございます。審査の結果、財務上の安定性の数値が全体的によかったことも選定された要因の一つとなっております。また、開園後

につきましては、利用定員や在籍児童数により算出した運営費を、市から民間保育施設へ給付することとなります。取手駅前保育園のニーズが高い状況であり、また少子化においても保育園への入所希望が年々増加している状況でありますので、駅前保育園へ希望する児童は今後も増加していくものと見込んでおります。以上の理由によりまして、三星学園による取手駅前保育園については、安定的・継続的な運営ができると想定しております。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。定員60名ということで設置の予定だと思うんですけども、ただ保育士がしっかりと確保できなければ子どもさんを預かることもできなくなってくると思います。保育士の確保については、この公募のときの要件の中で、取手市の他の保育園・幼稚園との競合にならないようにということになってたと思うんですけども、来年の4月の開園ということで、この保育士の確保についてはめどは立っているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。職員の確保策についてでございますが、三星学園では、開園に向けて、既存保育施設での人員確保に努めているとのことです。また、新卒者の確保につきましては、近隣の養成校への訪問はもちろんのこと、全国100を超える養成校へ求人票の発出のほか、年七、八回の就職説明会への参加、個人情報配慮した上で、学生が見るSNS等で保育内容についての配信をすることにより、例年、求人数以上の応募ができていますと伺っております。このため、保育士については必要な人材確保の実現を見込んでおりますので、保育士確保ができないことで、新しい保育園の開園に支障が出ることはないのではないかと想定しております。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。ぜひ、4月オープンに向けて御尽力していただきたいと思っております。

次に移ります。千葉ロッテ2軍の移転先候補についてでございます。2024年10月2日の茨城新聞の報道によると、プロ野球の千葉ローテマリナーズが埼玉県さいたま市にある2軍施設の移転先について、潮来市と取手市を含む茨城・千葉両県の4自治体に絞り込んだことが1日分かった。球団は来年3月までに移転候補地を最終決定する予定だということでございます。それで、潮来市は、同市が候補地の一つに選ばれたことを公表したということでございますが、取手市については、候補地の一つに選ばれたことに同日、関係者の話で明らかになったが、しかし取手市は茨城新聞の取材に対し、コメントできないということございました。その後、この報道については続報が流れないままとなっておりますが、現状についてどうなっておるか、お尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 金澤議員の御質問に答弁をさせていただきます。千葉ロッテマリナーズの2軍施設の誘致につきましては、球団が今年の2月に公募を行いました。その後、

9月の——9月末の球団発表において、31自治体が応募をしていたということを発表になりました。そのあと、千葉県内の2自治体、茨城県内の2自治体の計4自治体を候補としているという発表がございました。この球団からの発表に合わせて、千葉県の千葉市、そして茨城県の潮来市は、誘致をしたことは公表いたしました。この時点では、千葉県のもう一つの自治体が公表を控えていたということがありまして、本市としても積極的な発信は行わないこととしてまいりました。一部、新聞記事——今お示しがありましたけれども、取手市という名が出ておりましたのは、報道機関の方々のお調べによって報道されたものであると思います。そのような中、ちょうど金澤議員から今日のこの一般質問の通告をいただいた2月17日、この日に千葉県の君津市が令和7年度の施政方針において、誘致をしていることを公表されました。よって、この場で私からお話をさせていただきたいというふうに思います。取手市は本件公募に応募をしておりまして、現在、球団が選定した4自治体の一つに含まれております。今月中には、球団から選定結果が公表・発表される予定となっております。私自身のマニフェストにも掲げさせていただいた「挑戦」というキーワードがございしますが、本件誘致は本市に新たな拠点を整備するものとして、市のイメージアップ・活性化にとどまらず、JR常磐線・関東鉄道沿線や近隣地域全体に大きな経済効果をもたらす事業であると考えています。公募の情報をお聞きし、このような機会は二度と訪れることのないチャンスであると捉えました。すぐに職員の中でプロジェクトチームを設けまして、メンバーがそれぞれの知識を生かし、提案する内容についての検討や球団との調整を進めてまいりました。今、取り組んでいるところでございます。なお、詳細については、まだ選定段階ということもあり、答えができません、ということをお理解いただきたいというふうにお問い合わせ申し上げます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。実際、私、一般質問を考えるときには担当課の皆さんと事前のいろんな調査と協議を行って作り上げていくんですけども、今、市長のほうから2月17日と日付がありました。その以前に様々な——何ていうのかな、事前の協議をしたところ、齋藤部長からは「これ、質問されても何も答えられませんよ」というようなお答えでした。本当に2月の17日というのは、「市長、持ってるな」という感じがいたします。個人情報なのでこれ以上言いませんけれども、その日に発表になったというのは何か御縁があるのかなという感じもいたします。そこでなんですけれども、取手市として、今、公式に発表を——最後の4市に残ってるということをされたわけでございます。今後、市としてどのような形でこういったものを広報活動していくのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 何も答弁できないかと思いきや、市長から発表がございました。

〔笑う者あり〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 既に発表をされております潮来市ですとか君津市のほうでも、この公表した内容というのは市のホームページ等で載せて、市民への周知というこ

とをやっておりますので、今日の発表を受けまして、私どものほうでもホームページへの掲載・SNSでの発信などを考えていきたいというふうに思います。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 市長の答弁の中で、今回のこの応募に関しては、庁内で職員の皆さんによるプロジェクトチームを作成し、その皆さんで——手作りというか、皆さんで作上げた形で応募をして、31自治体のうちからベスト4に残っているということで、本当にこれは職員の皆様の仕事を改めて評価をするものでございます。また、令和6年3月に回答しておりますが、市民の方から市長への手紙・市政提言というのがございまして、「桑原地区でSCの開発を検討されてますが、この中に取り込む事はどうでしょうか？」という提案に対して、「桑原地区においてもその他の場所においても確かに非常に厳しいものではございますし、市としてこれだけの広大な土地を持っていないという中ではございますが、検討をさせていただいてる状況となります」ということですが、相手があって守秘義務多々ある中ですが、やはり桑原地区というところをもって検討しているということではよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 候補地をどことしているかということにつきましては、やはり今おっしゃっていただいたように、球団との提案内容に関する守秘義務というのがありましてお答えすることはできないんですけれども、市内のどこかにですね……

〔笑う者あり〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） （続）しかるべき広さを持ったスペースを検討しているということで、御容赦いただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

〔チャイム音〕

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。ちなみにこの——先ほど御案内した茨城新聞の記事によりますと、新しい施設は2028年1月からの運用を見込んでいるということで、この時期については、その頃ということではよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） 申し訳ございませんけれども、時期についても申し上げられませんので、球団としては2028年の1月ということをお公募要項には出ておりますけれども、必ずしもぴったりいくかどうかというのは、また協議ということになってまいりますので。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 最後に、この誘致にはやっぱり市民の何というのか——意見調整というか、もう市民全体でこういうものを誘致するんだという盛り上がりがあると思います。昨日の長塚議員の一般質問で、3月1日に就任した市の広報特派員、むらなかサムさんがいらっしゃるということで、私もシルエットを拝見しまして、大変特徴のあるシルエットの方だなと思ったんですけれども。ぜひ、この広報特派員の方を先頭にして、また取手市はもう皆さん御存じのように、木内幸男名誉市民が昭和59年に取手二高で全国

優勝しております。また、中村市長が会長を務める取手リトルシニア協会も全国制覇を幾度となく成し遂げております。こういった野球には造詣の深い本市でありますので、一所懸命——もう限られた時間ではありますが、市を挙げて広報活動をしてほしいと思いますが、最後に一言よろしく申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 御声援、ありがとうございます。今月中ということであ…

[チャイム音]

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） （続）間もなくの発表ということなんですけれども、また引き続き全力で取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で金澤克仁君の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 57 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、杉山尊宣君。

[5 番 杉山尊宣君登壇]

○5 番（杉山尊宣君） 皆さん、こんにちは。創和会、杉山尊宣です。最終日、午後の一発目を務めさせていただきます。今回の一般質問では、在住外国人への対応についてということで、7つの要旨を各課多岐にわたり聞いていきます。ちょっと目まぐるしくなるとはありますが、御対応のほうよろしく願いいたします。それでは、通告順に従い一般質問させていただきます。国の出入国管理庁の令和6年6月のデータによりますと、令和6年6月末の在留外国人数は358万8,956人で、過去最高を更新しております。国の抱える少子高齢化・人口減少の波がこのまま進めば、総人口に対する外国人比率が加速度的に高まることが想定されます。当市の状況も同様に、統計とりでによりますと、令和2年には1,697名だった外国人も令和6年10月時点で2,794人と、この4年間でも約1.6倍となっており、取手市人口のおよそ3%となっている状況です。国でも多文化共生を推進している中ではありますが、言語や文化・習慣・ルールの違いなど様々なハードルがある中であって、外国人との豊かな共生には様々な課題があるのも現実です。そんな中、取手市では第六次取手市総合計画とりで未来創造プラン2024において、「多様性を認め合う平和な社会」を重点施策の一つに掲げており、昨年、茨城県が推進するいばらきダイバーシティ宣言への登録も行い、「年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、それぞれがもつ個性と能力を発揮できるよう、個々のニーズに基づいた手段等を提供し、いきいきと暮らしやすい環境をつくります」と、具体的目標も掲げております。また、サイクルアートフェスティバル2024では、市民の皆さんに、多文化共生の考え方やごみの出し方、外国人向け災害時ヘルプカードを周知するなど、生活に密着した情報の発信にも取り組んでいただいているところでもございます。今後もますます多くなっていくだろう市内外——

在住外国人の行政対応は今どうなっているのか、現状、課題をお聞かせいただき、そこから見える今後の本市の考え等をお答えいただければと思います。まず初めに、令和6年第4回定例会で落合議員も質問をしておりましたので、多文化共生の取組で、12月議会からの進展等あればお聞かせください。

〔5番 杉山尊宣君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、答弁のほうをさせていただきたいと思います。今年の1月になりますが、戸頭地区にあります日本語学校におきまして、多文化共生に係る市と日本語学校との意見交換会を開催したところでございます。市からは市民協働課のほか安全安心対策課、環境対策課、保健センターの4課が参加し、日本語学校からは、学校関係者のほかにスリランカ、ベトナム、ネパール、ミャンマー、モンゴルからの学生およそ20名が参加していただいたというところでございます。意見交換会の中で市から学生に対し、難しいと感じる日本のルールや、日常生活で困ったときにはどのようにしているかなどについての質疑応答を行ったほか、そのほかグループワークを行いまして、ふだんの生活についてもヒアリングするなど、学生から率直な意見を聴くことができましたというところで、参加した職員から報告を受けたところでもございます。まずは意見交換会を通じまして得た情報を庁内に周知し、全庁的に共通認識を持つことが必要であると、そのように考えているところでございます。12月議会からの中での取組状況は以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。こちらについてはホームページでも見せていただきましたが、生の意見の交換の場は、とても有意義な取組だと感じました。恐らく外国人の皆様は、外国人同士の狭いコミュニティの中で生活している方が大半だと思います。相談できる窓口はあれど、きっかけづくりはとても重要だと考えております。

次に、こちらの意見交換会を通じて得た情報を具体的に紹介してください。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 杉山議員の御質問に答弁させていただきます。意見交換会の中で市が情報を発信する際に、「英語」と「やさしい日本語」のどちらが理解できるかを尋ねたところ、多くの学生が「やさしい日本語」と答えました。もちろん、日本での滞在期間によっても回答は異なってくると思いますが、外国籍の外国人に広く情報を発信する際には、やさしい日本語が有効であることを再確認することができました。また、日本人であっても、日頃使用している日本語よりも、簡単で分かりやすい言葉に変換されたやさしい日本語は、小さな子どもや高齢者・障がいのある人にも有効な情報伝達手段であるとされており、外国人だけでなく全ての人に対する配慮にもつながるものと考えております。このことについて、今後、市民に広く周知する情報から優先的に、やさしい日本語への対応を検討していくよう、庁内に向けて周知を行ったところでございます。今後も、

全ての人たちへ配慮した情報発信をするよう啓発してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。人と人をつなげるコミュニケーションとして、表情や身振り手振り、声のトーン、姿勢など、非言語的な要素もありますが、大半は言語によって伝達されると思います。外国人が多い自治体では既に整備が進んでいますが、やはり日本——やさしい日本語は外国人だけでなく、多様な方にも有効であるということですので、ぜひ、ホームページ等も含めて整備を進めていってほしいなというふうに思います。また、今後も国際交流協会等とも連携を図りながら、生の対話の機会は続けていっていただき、多文化共生の旗振りのほうよろしく願いいたします。

次に、庁内窓口対応での現状・課題を順に聞いていきたいと思います。まず初めに、市民課窓口での対応になると思いますが、在住外国人の窓口対応の現状・課題をお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） 杉山議員の御質問に御答弁させていただきます。まず、外国人の住民登録数なんですけれども、日本へ新規入国した外国人の住民登録者数は、新型コロナウイルスの流行による入国規制で令和3年に減少しました。その後、入国規制の緩和により、減少した外国人の住民登録者数が短期間で急増しました。現在はコロナ禍前と比較して、外国人の住民登録者数は増加しております。住民基本台帳人口の令和7年2月1日現在では、2,975人の外国人が取手市に住民登録しております。また、外国人の住民登録者数上位5か国、これはネパール533人、ベトナム528人、中国492人、フィリピン222人、スリランカ214人の順となっております。ここ数年でスリランカ国籍の方が増加しております。そこで、外国人の窓口対応の現状につきましては、日本語学校の生徒が窓口へ住民登録の手続をする——手続に来庁することが多く見受けられます。その際には、日本語学校の職員も同行しますので、その方を通じて住民登録の処理を行っております。それ以外でも、日本語に不慣れた外国人が自身のスマートフォンにインストールしている翻訳アプリを利用して意思の疎通を行い、住民登録の処理を行うこともあります。また、外国人の方は転入して短期間で転出するケースも多く見受けられるので、そのときは異動手続の事務処理に煩雑になるという状況です。

課題としては、言語の違いによる意思の疎通が難しいということです。日本に入国したばかりの外国人が取手市に住民登録をする際の窓口対応では、言語が違うことで住民登録手続の表明や進め方に苦慮しています。先ほど申し上げましたが、外国人国籍の上位5か国はアジア圏の方が占めており、日本語学校の生徒のような同行者がいない場合や翻訳アプリがない場合、多言語に対応した翻訳機などを利用して、英語以外の言語で意思の疎通をしていますが、応対時間も長くなり苦慮している状況です。将来的にも外国人の住民登録は増加していくと考えています。日本語に不慣れた外国人に対して、翻訳機などを活用して意思の疎通を図ることはもちろんですが、多文化共生の観点から、普通の日本語よりも分かりやすい言葉に変換されたやさしい日本語、それも活用することで、言語に対するストレス緩和になるように意思の疎通を図りたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） 御丁寧にありがとうございます。窓口対応については、日本語学校の先生が同行している場合や、翻訳アプリがない場合を除き、少数ではありますが対応に苦慮している状況であるということです。そこで、スムーズな窓口対応を可能にするために、ほかの他の自治体では、AIやICTを活用した窓口対応や字幕表示システムを用いた翻訳等、様々な外国人にも対応できるところが増えております。当市においては話合いや導入検討などはされてきたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 市民課長、安田徹也君。

○市民課長（安田徹也君） 御質問に御答弁させていただきます。現在、杉山議員も御承知のとおり、AI音声認識を用いて字幕表示するパネルを障害福祉課窓口カウンターに設置しております。翻訳に関しても同システムの活用を情報管理課で検討しておりましたが、翻訳に関しては外部媒体への接続が必要になるため、情報セキュリティの観点から実施に至っておりません。引き続き各種システムを調査して、安心できるシステムがありましたら導入してまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。やはり検討自体は行われてきたということですが、セキュリティの観点から、時分している状態であるということです。やはり翻訳機能が入ると格段に難しいということが分かりました。これについては今後も様々な調査研究を行い、しっかりとした信頼性を確保した上で、導入の予定があるのであれば、窓口業務の負担軽減のために、ぜひ後発的にならず先進的な取組になるよう進めていってほしいなというふうに思います。

次に移ります。次に妊娠出産から医療・保健に関する対応・課題などの現状をお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの杉山議員の御質問に答弁いたします。在住外国人への対応のうち、妊娠出産・医療・保健に関する対応・課題ということでの御質問でしたが、妊娠から出産に至る過程におきまして、医療や保健の問題も含んでおりますので、ここでは主に妊娠から出産までの対応や課題などについて御答弁させていただきたいと思っております。取手市における出生数全体は年々減少している中で、外国人の妊娠・出産数は上昇傾向にあります。このような中で、外国人の方の対応における一番の問題は、先ほどの窓口対応の答弁にもありましたとおり、やはり言葉の問題、こちらが一番問題とはなりません。現状といたしましてですが、母子健康手帳に関しては、英語、中国語など10か国語に対応したものをお渡しできていること。また、予防接種の詳細な知識を得るために作成されている「予防接種と子どもの健康」という冊子がございますが、こちらでも10か国語に対応したものが準備できているなど、このような多言語に対応したツールは、様々な場面で外国人の方の理解の促進や対応の円滑化につながっております。また、どうしても面談や指導、こういったものが妊娠出産に際しては必要となってまいりますが、こういっ

た面談や指導を実施する際には、13か国語に対応しております多言語映像通訳タブレットというものを利用しております。これは、タブレットというと先ほど議員からのお話にもあったAIなどでの自動翻訳を想定するんですが、そうではなくて、実際の人間の通訳の方につながって、対面で通訳をしていただけるというツールになります。このタブレットでは、お互いの顔や表情を見ながら、健診や予防接種のこと、そういった専門的なことも説明をきちんとできますし、またさらに、言語によっては24時間365日対応な言語なども存在しております、さらに日本人でも、耳の不自由な方などに対して手話の通訳ができるなど、外国人を含めた様々な方との情報共有や意思の疎通が可能となっております。この多言語映像通訳の導入は、令和6年10月から行っておりますが、それ以前は、やはり窓口日本語が不自由な方が来所された場合や、赤ちゃん訪問の際にお互いのやり取りに苦慮するケースがございました。しかし現在では、こちらのツールを活用することによりまして、表情を確認しながらの会話が可能のため、微妙なニュアンスであったり、機械通訳では判別が難しい内容も非常に認識しやすく、外国の方との理解と安心につながっている、そのように感じております。さらに、令和7年1月15日からですが、子育てアプリT o r i C o（トリコ）が導入されました。こちらは、現在11か国語に対応できているため、外国人の方もこのアプリから妊娠届出の入力や妊婦面談の予約、こういったものもできる状況となっております。このような中で、さらなる課題ということになるんですが、この多言語映像通訳では対応のできない言語の方と、まれにやり取りをすることがございます。過去におきましては、こういった通訳のツールが全く対応できていない言語の方がいらしたことがございまして、このような場合には、この方を支援してくださっているNPOに所属する通訳の方の御協力を得ることによって、日本での妊娠出産の制度・届出、様々な正しい知識を伝えることができまして、きちんと出産まで進めることができたというようなケースがございます。いずれにいたしましても、外国人、日本人を問わず全ての妊婦の方に安心して子どもを産み育てることができる取手市であるためにも、引き続き、医療機関はもとよりNPOなどの関係団体などともきちんと連携を取りながら、必要とされる施策を展開してまいりたいと考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。御丁寧にありがとうございます。今、多言語映像通訳タブレットであったりとか、今年から導入された母子手帳のアプリT o r i C o（トリコ）も複数の外国語対応ができていたり、また予防接種に関しても正しい知識を持って安全に接種を行えるよう、様々な対応をなされていることが分かりました。

次に、では妊娠、妊婦——妊婦教室や父親教室、赤ちゃん訪問などの対面での対応はどうなっているのかお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。妊婦教室は、現在保健センターのほうではマタニティクラスという名称で実施しておりまして、また父親教室はウエルカムベビークラスという名称で実施しております。マタニティクラスは、妊娠中の栄養であっ

たりとか、また日常生活等について学ぶ3回のコースです。また、ウエルカムベビークラスは御夫婦で参加していただいて、主にお父さんが赤ちゃんのお風呂の入れ方を実習で学んだり、また妊婦体験などを通して学ぶ場となっております。外国の方で参加される方の場合、日本語が理解——日本語を理解している同伴者の方が付き添ってくださるということも今までにございました。また御自身で翻訳アプリを活用して、日本語のテキストを翻訳しながら参加しているという方もいらっしゃいました。また私たち保健師も、参加者の方の理解の状況を確認しながら個々に応じた対応も実施しているという状況でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。本当に初めての妊娠・出産は、日本人にとっても非常に不安や悩みを抱えて迎えていくものだと思います。これが言語も分からない、伝えることが困難な状況で迎えることは相当なものだと思います。自分がその立場に置き換えて考えると、想像すらできません。しかしながら、今現状でできる支援を国籍関係なくしっかりと寄り添う姿勢を感じることができました。「誰一人残さず」という言葉もよく出てまいります。今後大きく増えていった場合にも対応できるように、各種団体との連携も含めて、今のうちから予測と準備を進めていってほしいと思います。

続いて、子ども・子育てに関する対応・課題ということで、まずは、保育施設入所中の外国人児童の現状・課題についてお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、杉山議員の御質問に答弁させていただきます。保育施設を利用している外国人の児童、こちらについての現状と課題、お答えさせていただきます。現状についてですが、令和7年2月1日時点で、取手市の保育施設を利用している外国人の児童人数は47人で、内訳は公立が8人、私立が39人となっております。保育施設で外国人の児童や保護者を受け入れる際には、宗教や文化等の違いを考慮した対応が必要となります。デリケートな問題でありますので、保護者と個々で面談するケースが多くなりますが、今までに在所中の外国人児童で対応した例としましては、宗教上の理由で豚肉が食べられない児童は、給食で豚肉が出る日にはお弁当を持参していただいております。これは公立保育所でも私立の保育施設も同様な対応を行っております。また、文化の違いで、生まれてすぐにピアスの穴を空けることが重要な意味を持つ文化につきましては、入所する児童の年齢にもよりますが、乳幼児ですとピアスを落として誤飲する可能性や、耳を引っ張って引き裂いてしまうような可能性があるため、ピアスの着用をお断りする場合があります。保護者とのコミュニケーションの取り方についてですが、市内の外国人児童が在所している保育施設に確認しましたところ、片言ではありますが日本語を話せるので問題に感じたことはないというお話をいただいております。仮に全く日本語が話せない保護者であっても、片言で話せる保護者が訳してくれたり、翻訳機で対応したりしていることで対応しているということでございます。

また、課題につきましては、3点挙げさせていただきます。まず1点目でありますが、

言語や文化の違いによる意思疎通の困難についてです。話しかけても反応が少なく、理解できたか分からない。言葉が通じないのでいろいろ感が見られるという点です。次に2点目ですが、集団行動や態度の問題で、集団行動の意味が分からない。話が理解できないので、ほかの児童と一緒に座ってられないという点があります。最後に3点目ですが、園生活での課題で、上履き、下履きの区別がない。保護者に伝達事項が伝わらず、忘れ物などが多いという点が挙げられて――挙げられます。以上となります。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。やはりもうこの時点では、言語の壁や文化の違いなどが既に出てきて課題となっているようです。言語が伝わらない中での集団行動は児童にとっても大きなストレスだと感じます。では、今お聞きした課題に対して具体的にやっている対応をお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） 杉山議員の御質問に答弁させていただきます。入所後の外国人児童の対応としましては、日本語をゆっくり話したり、おはようなどの挨拶や簡単な声かけを母国語で行ったりすること、話したり表示したりする際に、イラストなどの表示を多くすること。周囲の児童から外国人児童に声をかけるよう促すことなど、少しずつ園生活や言葉などに慣れていただくよう配慮しているとのことでございます。また、外国人児童が入所することで、ほかの児童にもよい面が見られます。例えば、ほかの児童が言葉が分からなくても、遊びの中で自然に交わる姿が多く見られるようになったこと。外国人児童が困っている様子だと助けようとする姿が多く見られるようになったこと。外国人児童の母国語に興味を持ち、簡単な挨拶をするようになったこと。国旗や食べ物、スポーツなどの外国人児童の母国の文化的背景に興味を持つようになったことなどが挙げられます。このように外国人児童と一緒に遊ぶ中で、お互いの思いを通じ合わせ援助性を発揮し、異文化にも興味を持つことなどは、児童にとって多くの部分でよい影響が出ていると言えます。今後、取手市の外国人割合が増加していくことも考えられますが、その場合においても、今までと同様な対応ができると、市内保育施設からも聞いておりますので、今後もグローバルな保育を今までと同じように展開してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。様々な課題に対して対応いただいております。ありがとうございます。様々な課題や対応がある中で、今答弁の中でよい面もあるというお話がありました。困難な状況下でのコミュニケーションを取る方法を自ら考えたり、助け合いの精神が生まれたり、グローバルな視点での思考が身についたり、人と人とのつながりを大事にする気持ちも育んでいるのではないかと感じました。その中で保護者も一緒に成長していける、お互いを尊重できる環境が整うと、なおすばらしいと思います。課題に対し――課題だけではなく、よい面もあることが分かりました。特別扱いをするのではなく、子どもたちが自然にそこに溶け込めるような環境づくりを切に望みます。ありがとうございます。

次に、小中学校児童生徒への対応・課題についてお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 杉山議員の御質問に答弁させていただきます。在住外国人児童生徒、対応・課題なんですけど、令和6年5月1日現在で、市内公立小中学校に在籍している外国人児童生徒は小学校で59名、中学校で22名おります。そのうち、日本語指導を必要とする児童生徒は小学校15名、中学校2名となっております。この数は増加しており、国籍も多国化しております。その児童生徒の母語——要は母国語は、ポルトガル語とする児童が最も多く、次いで中国語、タガログ語、英語、シンハラ語となっております。その児童生徒の多くは、保護者の就労等の状況により来日し初めて日本語に触れるため、学習はもちろん生活そのものも困難さを伴っている場合があります。市ではこのような個別の日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、日本語指導員の配置や翻訳機の貸出しなど、在住児童生徒の学習や学校生活を支援しております。現在、国際交流協会などの協力を得まして、指導員7名を任用し日本語指導に当たっております。しかしながら、母国語の多言語化が進んでおり、必要とされる言語に対応できる日本語指導員を速やかに任用することに苦慮している状況であります。今後も関係機関と連携を図り、必要とされる日本語指導員の確保に向けて取り組んでいきます。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今、答弁の中で小中学校全校で81名ということで、人口と比例してやはり増えている状況であると思います。全国的に見ると、日本語指導が必要な外国籍の児童数は、平成20年から比べると、令和5年にはおよそ倍の5万7,718人、また、茨城県の在籍外国人児童数は昨年4,000人を超え、そのうち日本語支援が必要な児童生徒数は1,862人で、この10年で日本語支援が必要な児童生徒数は、こちらも約2倍になっているようです。先ほど日本語指導員が——日本語指導が必要な児童生徒17名という話がありましたが、日本語指導員の現状について、人数や対応、7名という話がありましたが、十分なのでしょうか、お答えください。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 杉山議員の御質問に答弁させていただきます。現在、今年度6名で日本語指導員スタートしたのですが、転入等もあり、現在7名で任用し、日本語指導に当たっております。先ほども話出しましたが、中国語、ポルトガル語、英語で、そういった日本人の方を採用しているところなんです。ただし、必要とされる言語に対して全て対応できている状況ではございません。なかなか適切な方を探しているという状況が続いています。大変苦慮している状況ではございます。今後もいろんな関係機関と連携を図りながら、特に国際交流協会等のお力も借りながら、日本語指導員の確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。やはり日本語指導員の数は十分でないとい

というような現状のようです。先ほどお話にもあったとおり、6名での対応から7名ということなのですが、令和7年度予算書を見ると、また6名という対応となっております。より困難な状況になるのではないかと思いますので、また多言語化が進んでいることも考えると、ICT等を活用した円滑教育等についても、先ほど保健センターのありましたけれども、そういったタブレットを使いながら、人材確保とあわせて、今後検討の必要も出てくるのかなというふうに思います。小中学校においても、日本人を含む全ての児童生徒が、日本の言語や文化に加え、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりをぜひ進めていってほしいなというふうに思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。市が掲げる切れ目のない支援の中で、教育委員会と取手市国際交流協会が連携して、在住外国人としての子どもたちの支援を行っているという伺いました。この支援を含めて、今、取手市国際交流協会ではどのような活動しているのか、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 国際交流協会の活動ということでございます。この取手市国際交流協会というのは、多文化共生社会の構築に資する様々な活動を行っておりまして、市としてもその活動の支援を行っているというところでもございます。先ほどから議員がおっしゃいます、外国にルーツを持つ、いわゆる在住外国人といいたいまいしょうか、市内にお住まいの児童生徒に対しましてというところで申し上げますと、まず市内の小中学校に転入する際、その児童生徒の就学手続をするという場合に、教育委員会と保護者・児童生徒の3者面談のところで言語補助をしたり、また協会が主催します日本語教室、こちらへの御案内をしたりということをやっております。またこの協会に入会していただいた場合、入会後には、教室での対面、またオンラインを併用した日本語の学習交流事業への参加を通じて、仲間づくりをしていただくということによりまして、身寄りや土地勘がなくても、学校生活や地域社会に溶け込みやすくするための支援につなげるといったようなことをやっております。また、そのほか協会の活動としまして、ビザや仕事、教育、税金といった生活全般について相談できる無料相談会の開催、外国人が中心となって活躍していただく講座や交流イベントの実施、それから、市が主催します外国語と日本語のおはなし会というのをやってるんですけども、そちらに参画をしていただいたり、あるいは外国人が多く住むようなエリア・地域で使用する各種看板や配布物などについて、多言語翻訳をしていただいたり、また市内にございます日本語学校や外国人を雇用する企業などと協力や連携をして、幅広い活動を展開していただいているというものでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。様々な活動を行っていただいていることが分かりました。ありがとうございます。その中で在住外国人としての児童生徒への支援も重要である一方で、在住外国人とのコミュニケーションや異文化にも、ものおじせず、

さらに国際社会で活躍できる次世代を担う子どもたちを育成することも重要と考えます。取手市国際交流協会と市がこの育成にどのような考え方で関わっていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 秘書課長、印藤智徳君。

○秘書課長（印藤智徳君） それでは、杉山議員の御質問に答弁させていただきます。取手市国際交流協会は、社会情勢の変化や在住外国人の増加を見極めながら、先ほど政策推進部長からご答弁申し上げました、外国人の児童生徒に向けた日本語教室の創設や、在住外国人を人材として生かした放課後子どもクラブでの外国の文化や英語を学ぶ講座などの新規事業を展開しております。また、先ほどご紹介申し上げました外国語と日本語のおはなし会も、代表的な例の一つではございますが、同協会の活動には、在住外国人の活躍が核となっている取組も少なくなく、在住外国人を支援の対象としてだけではなく、ともによりよい社会を築いていくためのパートナーとして捉え、活動を展開してきております。この考え方や理念は、取手市が目指す多文化共生社会の構築及び醸成には欠かせないものと考えております。市としましては、今後とも、同協会と共同で多文化共生に資する事業を継続して展開してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。いろいろとお聞かせいただきました。在住外国人が今後増えていく中で、取手市国際交流協会の役割は今後ますます大きくなっていくものと思います。先ほどもお話ありましたが、外国人人材の発掘も進めていただきながら、一緒になって課題解決に向けた取組ができれば、よりすばらしい地域になるのではというふうに思います。日本語支援員不足の喫緊の課題も見えてますので、教育委員会とも連携しながら、様々な活動にいろんな方をどんどん巻き込んでいってほしいと思います。

最後に、今回のこの一般質問を通して、今後の多文化共生について市のお考えをお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 副市長、伊藤 哲君。

〔副市長 伊藤 哲君登壇〕

○副市長（伊藤 哲君） 杉山議員の御質問に答弁をいたします。多文化共生の観点から、取手に実際に住んでおられる外国人の問題について御質問いただきました。その中で、御本人が市役所においでになったり、あとは出産等を控える方もいらっしゃる一方で、保健医療の問題であったり、あとは子どもたちが実際その保育の現場、あとは学校の現場、そしてそういったことを包括的に対応していただける国際交流協会のお話をさせていただきました。こういった中で議員の御指摘のとおり、外国人の方が実際に取手に来て——おいでになって、住まわれるという方が状況が——増えている状況でございます。現在においても3,000人という状況でございますので、今後のことを考えますと、ますますこういった状況が考えられているところでございます。そういった中で、市としてはいろんな課題があります。いろんな対応を取ってましますけれども、これからの子どもたちも考えて、どういった対応——今までの対応でよしとするばかりじゃなくて、多文化共生の原点というのは、いろんな国の人たちがそれぞれの文化とか習慣の違い、言語の違いを乗り越えて共に

共通の社会をつくっていくという、そういった共同性があると思います。これは当然行政ばかりじゃなくて、市民活動をなさってる方、いろんな方の力添えをいただきながら、お互いが目指す方向を一つずつつくっていくということが大変かと思います。要は、「住み続けるほど好きになる街 とりで」ということを、ぜひ対外的にアピールできるような姿を目指して、全庁挙げて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。副市長ありがとうございます。今、副市長の答弁にありましており、外国人が増えている状況、決して外国人だから特別というわけではなく、全ての人々が尊重され、誰もが「住み続けるほど好きになる街」をぜひつくっていただきたいというふうに思います。「ウェルビーイング」という言葉が今回も度々出てきておりますが、全ての意味で健康で多様性も認め合い、幸福度・満足度の高い豊かな平和な取手市であり続けてほしいと思います。また、先ほど子育て支援課の答弁の中にも、よい面があるというお話もありましたが、幼少期の頃から異文化に触れる機会や相手に合わせて思いやる機会というのは、今後の世界を考えると非常に大事であると思います。私たちが生きてきた、今と比べればルールが少なかった時代とは違い、ルールや文化・多様性を——な思考を重んじていかなければいけない世界が広がっていくであろう中で、相手の言い分を聞く耳を持ちながらも、堂々と胸を張って自分の意見を伝えられる子どもたちを育てていくこと、そして背中を見せていくことが、私たち世代の責任であると思います。私が今回の一般質問の議題を取り上げた大きな趣旨はここにあります。これからの時代を生き抜いていくのは、今の子どもたちです。市の外国人人口は10年前から約2倍増加とありましたが、今、茨城県の在留外国人数は全国でも10番目のおよそ10万人が暮らしております。また、2024年の県内出生数は最も少ない1万4,843人ということもあり、外国人比率はますます上がっていくものと予想されます。人数が増えてくれば、その分、ルールや文化・考え方の違いから、しばしば問題が起こることがあるかとは思いますが、未来を担う子どもたちが生き生きと活躍できる地域をつくるために、多文化共生の考えを踏まえ、今回示されましたやさしい日本語をはじめとするコミュニケーションでの支援、生活に関する支援、意識啓発や連携協働も含めた幅広い対応をお願いしたいと思います。未来に続く豊かな土壌を築くために、多様な視点での検討を行いながら行政運営に当たっていただくことをお願いをし、そして何よりも取手市で育った郷土愛を持った子どもたちがグローバルな社会でも大きく活躍していくことを切に願ひまして、今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、杉山尊宣君の質問を終わります。

続いて、本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 皆さん、こんにちは。日本共産党、本田和成でございます。通告に従いまして一般質問を行います。今回は、前回時間がちょっと足りなくて途中で終わってしまいましたので、そういうことにならないように時間調整をしっかりとしていきたいなと思っております。まず、茨城県全県で適用されました——失礼しました、運用されまし

た救急搬送時の選定療養費徴収の運用についてです。12月2日より運用が開始され3か月が過ぎました。運用後、本市での救急出動数など救急の状況をお伺いたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

消防本部消防長、岡田直紀君。

〔消防長 岡田直紀君登壇〕

○消防長（岡田直紀君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。昨年12月から選定療養費の徴収が開始されてからの救急出動状況についてであります。12月下旬からインフルエンザなどの感染症が大流行したこともあってか、昨年12月の救急出場件数は、令和5年12月より20件多い612件出場しまして、令和6年中の救急出場件数は、令和5年中より17件多い6,536件出場しております。今年1月の救急出場件数は、感染症の流行が続いていたせいも、令和6年1月よりも35件多い660件出場し、先月2月の救急出場件数は、感染症が落ち着いたこともあってか、令和6年2月よりも63件少ない456件出場している状況でございます。以上です。

〔消防長 岡田直紀君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。12月の議会での私の一般質問で、救急現場での説明など懸念事項というのが幾つか挙げられておりますけども、こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 消防本部警防課長、中村幸男君。

○消防本部警防課長（中村幸男君） 本田議員の質問にお答えさせていただきます。令和6年第4回の定例会におきまして、想定される救急事業の懸念事項につきまして御答弁させていただきました。その中におきまして、選定療養費運用に関する苦情や意見・質問等であったり、選定療養費徴収に関わる医療機関への搬送拒否といった懸念事項につきましては、現在のところ救急隊からの報告は受けていない状況であります。以上になります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。本当に懸念事項なくてよかったなと思ってます。ただ、今後もしかしたらあるかもしれないということで、十分対応していただければと思います。では、この運用で本市に関わる病院ですとJAとりで総合医療センターになりますけども、運用後の徴収数、それから徴収例、これはどのような状況でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの本田議員の御質問にお答えいたします。運用開始以降の令和6年12月からですが、毎月1回、茨城県が対象病院の救急医、小児科医等の関係者、各消防本部担当者、休日夜間診療所を有する県内10市の担当者、県医師会、県病院協会等を対象に、救急搬送における選定療養費の徴収に関する運用状況の検証のための会議をオンラインで開催しております。この検証会議の目的ですが、救急車の呼び控えによる重症化事例はないか。また、救急搬送時の緊急性の判断目安の平準化、救急電話

相談の運用改善、現場トラブル事案の共有、解決策の検討となっております。なお、茨城県が令和6年12月から令和7年2月末までの運用状況を検証分析し、その結果を年度内に公表する予定となっております。検証会議におきましては、令和6年12月2日から令和7年1月31日までの運用状況が示されております。県内全体の救急搬送件数は1万6,012件ありまして、そのうち選定療養費の徴收件数は698件となりまして、徴収率は4.4%となっております。また年齢区分別で見ると、満65歳以上の高齢者が324件となり、全体の46.4%を占めております。また、徴収例についてですが、茨城県が策定したガイドラインによる例示の症状などが32%、そのほかの症状が約68%となっております。取手市民におきましては4件の方が該当、対象となったということで聞いております。以上となります。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。これ、JAとりでで4件あったという認識でよろしいですかね。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。これは取手市民の方がということですので、市民の方は様々な病院にかかっているから、JAということではございません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 分かりました。ありがとうございます。4.4%ということで、想定——当初1週間で結構な——7%ぐらいあったと思うんですけど、ちょっと数字が収束してきたのかなという感じはします。ただ、やっぱり市民が知りたいというのは、どういった場合に徴収されるかという、この部分だと思うんですね。選定療養費という言葉自体やっぱりなじみがないことから、救急車で搬送されたら料金がかかるという、救急車の有料化というふうに認識していると、そういった市民の方も少なくありません。全県での救急時の選定療養費の徴収、この周知徹底というのは、徴収をする医療機関、それから行政であつたら医療に関わる担当部課、これが責任を持ってこの周知徹底をするべきだと私は考えております。これは、何度も言いますように、救急車の有料化ではありません。もし皆さんのほうで救急車の有料化だというような言葉を使ってるようでしたら、これは救急車の有料化じゃないということをしっかりと認識していただきたいなと思っております。12月の定例会の私の一般質問で、この周知の徹底、これを求めましたけども、どのようにこの周知の徹底を行っているか、これをお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。やはり12月から新たに始まった取組でもございますし、正確な情報を周知するということは、県の事業ではありますけれども、市としてもとても重要な役割を持っていると感じております。私どもとしましては、開始した時点で、12月の定例会でもお伝えいたしました。ホームページであつたり広報であつたりということで、正しい情報を伝える、また引き続き実施しているということ

もでございます。またそのみならず、やはり個々に様々な場面で周知をするということはとても重要だと感じておりますので、保健センターの事業ですと各種乳幼児健診であったりとか、また様々な相談事業であったり、家庭訪問のときであったりというときに、やはりお母さん方が救急というのはどういうときにかかるべきなのか、利用すべきなのかという基本的な考え方もお伝えしなければいけないと、これは以前から実施しておりましたけれども、そういう場を通して、県のリーフレット等も用いて、個々に実施したりということも続けております。また、各消防署におきましては、市内の事業所及び自主防災会に対する消防訓練等の際に、リーフレットを用いながら、救急のかかり方や選定療養費等に関する内容の伝達を実施しているということも確認しております。引き続き、県の情報も確認しつつ、様々な場面で市民の方々が理解しやすいように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。正しい認識と理解というのは、本当にこれ重要だと思います。実は私が住む戸頭の住民の方で、高齢者なんかだと、やっぱりどういう制度というか運用なのかということとはなかなか理解が分からないということで、私が資料を作成して、公民館でちょっと分からない方向けに勉強とか説明会というんですか、そういった形でしたということもあります。救急車の有料化とっていて、実際に高齢者の方が道路で倒れて、それで動けなくなって、通行人の方が救急車を呼ぼうとしたら、「救急車を呼んだらお金が取られる」と、そういったことで拒否されたためにどうすることもできないということで、車で何とか病院に連れていったと。骨折してたということだったんですけど。そういったことも市内で実際起きてます。やっぱり徴収するというのは病院側、医療機関側であって、救急車の有料化という言い方をされちゃうと、消防救急が徴収するようだという誤解を生じるということに、私はつながると思うんですね。救急隊というのは、やっぱり救急要請があれば現場に行って、そして患者さんがいれば病院に搬送して、そこで医師に申し送りをするというところ、これが仕事だと思うんですね。救急事業というのは、この医療機関と、あと消防、これの連携である、そういう事業でありますけれども、この運用については、私は医療の部分と、あと消防・救急、この部分というのはしっかりと分けて捉える必要があると考えてます。ちょっと資料がありますので御覧ください。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） こちら、これ私がデータをちょっと収集しまして、共産党の江尻加那県議会議員がまとめて、県議会でもこの資料を提出するという事で送っていただいたものになります。これは茨城県と人口それから救急出動数が近い都道府県、これを比較した表になります。ちょっと大きくしますね。一番上から、人口と救急搬送件数、それから大病院への搬送受入れ件数。4番目に、大病院の救急搬送集中率というものがあります。一番左側は全国になるんですけども、茨城県は61.3%なんです。これ全国平均が69.7%。茨城県61.3、全国37番目で、下から数えて11番目なんですね。決して全国的に大病院に集中しているという状況ではないということです。それと、この赤枠で囲んであるとこ

ろ、これは消防の実績になります。これ見ますと、例えば救急現場の到達時間、10.5時間——5分ですね、失礼しました。あと病院の搬送時間、全国平均が47.2分に対して、茨城県の平均は48.3分、全国平均より遅いと。それからその下、救急自動車数175台あります。これ全国は114台、真ん中——右から2番目は京都府なんですけど、118台しかないんですね。救急隊員数、全国平均1,417名——人ですね。それに対して茨城県2,439人、救急車1台当たりの搬送件数というのはこういった形になってます。一番下、産業。これ見ていただくと、救急告示病院数74、3府県の中で最も少ないのが茨城県です。医師数202名、これも3府県で一番少なく、全国平均よりかなり下回ってる。人口10万人当たり看護師さん、これも810名と3府県で最も少ない。全国平均よりもかなり下回ってる。何が言いたいかといいますと、医療機関が脆弱なために、救急隊がどんなに頑張っても、救急の搬送時間とか遅れるんです。やっぱりここに問題があるってことを、これはこの運用に関して何が問題なのかってことは、この場をお借りして皆さんと共有させていただきたいなと思っております。ですから、これは救急車の有料化ではないよと、先ほど申し上げましたけども、これは医療の問題であって、消防・救急が悪いとか、そういうことではないということなので、そこはしっかりと明確に違うものだというのをちょっと強く言いたいなと思います。ちなみに、我が取手市、非常に救急が——救急・消防、優秀でございまして、全国平均より相当上回ってる優秀な数字、成績となっております。これ本当に私も救急で非常にお世話になることがありまして、心から感謝したいなと思っております。こういったことを踏まえて、正しい理解が得られる周知徹底、それから医療機関への周知の協力、こういったこともしっかり強化していただきたいなと思っております。

また、この運用についてなんですけども、土浦協同病院、これ中学生以下は——中学生以下の搬送については原則徴収しないとしております。それから神栖市の白十字病院、こちらマル福対象者、重度の障がい者は対象にしないとしております。取手市は、公的病院等運営費補助金として、この令和7年度予算で1億2100万円ですか、計上されております。この内訳ちょっと調べていただいたんですけども、JAに9,104万5,000円、このうちの特別交付税——これ概算ですけども、約6,000万円が特別交付税、医師会病院に3,039万3,000円、このうち特別交付税が概算で約2,000万円というふうになっております。この補助金の在り方については、以前から予算・決算委員会で議論がされてきているわけですが、地域医療を守る観点から、この補助金行っていくということが答弁されております。これ病院の現場、非常に大変な状況だということ、私も十分承知しております。でも、市民の税金が、これ使用されてるわけです。市民の健康や命を守るためにこの補助金をやると言っております。そういった観点から、特に子ども、それから高齢者、障がい者、こういった方は運用の対象にしないようにJA取手総合医療センターに求めて——求めるべきではないかと私は思いますけども、こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問——御質問に答弁いたします。御存じのとおり、本制度、この運用に関しましては、茨城県の全県下、県の統一的なガイドライ

ンに基づきまして実施されておりました、現在、冒頭、私の答弁でも申し上げたように、県において検証も進められております。そのため、市が独自に医療機関に対して、選定療養費に関する運用に関するアプローチ、要請を行うということは現在のところ考えてはおりませんが、今後も必要に応じて、市内医療機関をはじめ、周辺自治体、また関係機関などと情報共有を継続するとともに、今後の県の検証結果や動向などをきちんと注視して、運用のほう続けてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 市独自ではできないということなんですけども、では、市から県のほうにしっかり言っていただくということはどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

○健康増進部長（彦坂 哲君） そのような御意見をいただいているという旨については、県のほうと共有し、検証会議の中などできちんと伝えてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。本当にこれ市民の健康とか命とかに関わる、下手したら関わってしまうというようなことになります。実際に私が県議会議員とか、そういったところから通じて、この運用で徴収された方というのが実際どういう状況で取られたか、徴収されたかということ、具体例というのをちょっと何点か聞いてるんですけど、本当にこれ徴収される案件なのかなということが幾つか実際に起きてます。これは茨城県のほうで検証されると思うんですけども、やっぱりそういったことも問題じゃないかなと思います。そういったことから、救急車呼び控えをするということが起きてはならないと思います。一つ、ちょっと土浦協同病院の副院長で県の小児科医会長をやられてる方がこの運用について、子どもの場合は軽症かどうかの判断が難しいこと、これを挙げて、選定療養費を取られることで、本来なら救急車を使って早く病院に来ようと考えていた人たちが使わないで病院へ来るのが遅くなったり、救急受診に対する心理的ハードルが高くなり、救急車どころか翌朝に来るという選択肢を取ってしまうと。その間に症状が進んでしまうことが起こってしまわないか心配していると、これ土浦協同病院の副院長の言葉です。そういったことで、現場の医師からもやっぱりこう思われてるということがあります。ですから、茨城県は1か月ごとに検証して3月に公表するということを書いてますけども、私はやっぱりこの市民への正しい理解、これを周知徹底、しっかりやっていただきたいと。市とJAとりで総合医療センターとの情報の共有、それから、どういったことで徴収されたか、そういったことを市民への情報の公開とかフィードバックとか、そういったことを明らかにしていく、こういったことをしっかりやっていただきたいなと思っております。本当にそういったことでよろしくお願ひしたいなと思っております。以上でこの質問を終わりにします。

続きまして、職員の市民の対応について、これの質問をいたします。4月には新採用職員も入ってきます。公務員の立場を理解して、どのような心構えで市民への対応を行わなければならないとお考えですか。これ、ちょっとお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。市民対応のシチュエーションについては様々でございます。例えば来庁者への対応ですとか電話対応、寄せられたメールですとか手紙への回答、また現場に出向いての対応など、様々な状況や場面が想定されます。いずれの場合におきましても、適切な市民対応として我々行政に求められるのは、分かりやすい説明と正確かつ迅速な対応です。お客様に雰囲気がい、また機転が利くと感じていただける対応が取れば、お客様の満足度や好感、そして何よりも市役所に対する信頼感が高まってまいります。接客と接遇は違うと言われるとおり、市民対応においては、お客様に対し、相手を思いやる接遇の意識とおもてなしの心を持って誠実かつ丁寧な対応を取ることが、市の職員として、市民の方との信頼関係を築く第一歩だと思っております。その一方で、我々公務員には全体の奉仕者として、特定の人利益に偏らない公平なサービスの提供が求められております。お客様からの申請や要望に対しまして法律やルール上、どうしても御希望に沿えない場合もありますので、市民対応においては法令を遵守することは当然もちろんのことでございますけれども、公務員の心構えとして積極的に取るべき行動と、それから厳に慎むべき行動を明確にすることが非常に重要であると考えているところでございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 実は私のところに市民の方から、市役所の職員が地方公務員法に違反している方がいるという話がありました。地方公務員法31条にはサービスの宣誓ということがございます。これについて条例で署名が義務づけられているわけですが、これ全ての職員が署名をしているということで間違いがないのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） 本田議員の御質問にお答えをさせていただきます。サービスの宣誓ということです。職員のサービスの宣誓につきましては、法律及び市の条例に基づきまして、正規職員は、新規採用の辞令交付式の際に署名した宣誓書の読み上げ、そして、また会計年度任用職員につきましても、宣誓書の提出をさせております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 確認いたしました。ありがとうございます。次に地方公務員法のサービス——サービス義務規定について、30条「職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」。35条、「勤務時間及び職務上の注意中——職務上の注意力をすべてその職務——職責遂行のために用い、——職務にのみ従事しなければならない」とあり、この地公法に基づき公務員としての立場・職務に従事しなければなりません。公務員としての立場をしっかりと理解するために、このコンプライアンス研修、これはどのように行っているか伺いたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えさせていただきます。公務員は、法令に基づいて中

立的に行政サービスを提供していくことが強く求められておりまして、その意識を醸成していくためには、単に法的な知識を習得するのみならず、法令遵守の重要性を徹底して身につけさせる取組が重要であるというふうに認識しているところです。これを踏まえまして、当市では、新規採用職員を対象に、公務員のコンプライアンス講座を毎年実施しておりまして、新たに公務員となる職員に対して、公務員としての自覚と、そして責任を持つよう意識づけを図っております。また、外部の研修機関が実施します階層別研修に新規採用職員を派遣しまして、そのカリキュラムの中で地方自治法であったり、また地方公務員法を学ぶ機会を設けているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。研修も一度行えばよいということではなくて、継続、それから個人が学習をしていくということが必要になってくると思います。この部分については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えさせていただきます。当市では職員研修規程に基づきまして、多様な形態の研修を実施しております。職務年数であったり、また役職など、その職務の責任度に応じた階層別研修をはじめとしまして、一定の職務を遂行する上で求められます知識等習得のための特別研修のほか、また社会情勢の変化に対応するための研修を実施しております。本田議員ご指摘のとおり、人材育成とは中長期的な視点を持って行う必要があることから、これらの研修を必要なタイミングで効率的かつ継続的に実施していくことが強く求められております。また、研修とは必ずしもこうした集合型研修のみを指すわけではなく、各職員が実務を遂行していく中で知識そして技術を習得していく、OJTと呼ばれる研修もございます。OFF-JTとOJTの双方を複合的に組み合わせて実施していくことで、人材育成の実効性とそして継続性を高め、市民サービスの向上につなげていくことができるというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） OJT、本当に重要なんで、ここはお願いしたいなと思います。

それで、職員の研修については、委員会の御答弁などで、メンタル研修などアップデートされているということですけども、先日、新採職員との懇談事業、この中でもちょっとお客様対応というので、カスタマー——一つ間違えればカスタマーハラスメントになるんじゃないかというような方がいらっしゃるということも伺っております。この部分についての研修や対応方法、これも重要かと思っておりますけども、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。一つの例として本年度におきましては、この3月に茨城県自治研修所が実施しますカスタマーハラスメント研修に、受講を希望した職員のうち5名の職員を派遣する予定となっております。研修を希望した全職員の参加はかないませんでした。日常的に市民対応を行っている職員を中心に、カスタマーハラスメントの発生要因であったり、また防止策、そして組織としての対応方法等を学んできてもらうというふうな予定でおります。また同研修所では、公務職場におけるカスタマーハラスメント対策を

学ぶ動画教材の貸出しも行っておりますことから、より多くの職員がカスハラ対策を学べる機会として、こうした教材の活用も検討を視野に入れております。一方で、カスタマーハラスメントにつきましては、通常の御意見またご要望等の線引きが非常に難しく、対応方法を一律に定めることは困難です。毎年、新規採用職員を対象に接遇の研修を行っておりますが、こうした接遇に対する意識を強く持ちつつ、対応が法的に不可能な案件については毅然とした態度で接することも、時と場合によっては必要であるというふうに認識しております。こちらについては、通常業務の中で培っていくスキルとしての一面もあることから、個々の職員が実践的な経験を通して対応方法を学んでいき、そして改善が必要な場合は所属長から適切に助言を行うなど、ケースに応じた柔軟な対応を奨励していく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。こちらでもやっぱりOJTが重要だと思います。最後に、このハラスメントというのは、電話というのも考えられると思います。現在、家の電話でも始めから録音機能がついてたりとか、一部自治体でも録音の電話——録音機能というのが採用されてるところがありますけども。本市の庁舎の電話についても録音機能、こういったものが必要じゃないかなと思うんですけども、こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、軽部幸雄君。

○総務部次長（軽部幸雄君） お答えさせていただきます。現在、一部の部署については既に録音機能を備えた電話が配置されておりますが、どの部署においても、通常業務の中で外線電話を用いる機会が想定されることから、今後、各部署において電話対応の頻度であったり、また内容等を精査しながら、必要に応じて所管課のほうに対して増設を求めていくことも必要であるというふうに考えているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。全職員が市民に——市民から法に違反してるなんて、そんなふうに指摘されないように、改めて公務員としての立場の理解・醸成をしっかりとっていただきたいなと思います。

続きまして、市長の——市長への手紙、これについて質問させていただきます。まず市長への手紙の目的、これはどういったものかお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。取手市広聴事務取扱規程に基づき、広聴業務の一つとして市長への手紙がございます。取手市における市長への手紙の目的は、市民からの意見や要望、提案を市長に直接届けることです。この取組は、市政に対する市民の声を反映させるための重要な手段となっております。具体的な目的は、市民の意見収集、政策の提言、透明性の向上、市民参加の促進がございます。市長への手紙は、市民の声を市政に反映させるための重要なツールであり、市民と市政の間の双方向のコミュニケーションを促進する役割を果たしています。市内の公共施設31か所に市長への手紙を配置し、用紙を折り込み封筒としてポストに投函、または市の施設

の窓口で直接職員に手渡しをすることにより、広聴担当課である市民協働課に届き、市長や関係部署に報告をいたします。また、内容により所管部署へ回答を依頼するものでございます。市長への手紙のほかにも、取手市ホームページからのホームページ市政提言でも御意見、御提言などをいただいております、同じ取扱いをいたしております。なお、取扱い件数に関しましては、令和5年度市長への手紙112件、ホームページ市政提言47件、そのうち広報資料等とすることを承諾が86件、86件中、特命承諾欄に未記載等があるもの、ホームページ掲載件数は27件となっております。令和6年度2月13日現在でございますが、市長への手紙は85件、ホームページ市政提言が38件、そのうち広報資料などとすることを承諾が85件、85件中、特命承諾欄に未記載等があり、ホームページ掲載件数は24件となっております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 市長の手紙の返答で、「この質問については、〇〇号でお答えしたとおりです」という一文での返答や、あと返答が来ていないということがあると聞いております。こちらについて、こうなった理由をお答えください。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。本来であれば、市長の手紙などに対して、差出人の方に寄り添った丁寧かつ分かりやすい回答を返信することが基本であると考えております。しかし、御意見など全てに個別の回答が困難な場合、趣旨について要旨についてお答えする場合もございます。また、同一差出人によるもので、過去に当該差出人に回答を行ったものと同一または同様の趣旨の市長への手紙など繰り返しである場合には、「過去にお答えしたとおりです」と回答する場合もございます。市長への手紙などの趣旨にそぐわない内容で、例えば各課問合せ、簡易な内容のものや特定の個人を誹謗中傷するもの、同一内容の繰り返しであるもの、過剰な要求等がございます。また、趣旨が不明確なもの、読みにくいものなど、多岐にわたる内容の対応にも苦慮している状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 目的に沿ってないケース、多数あること、それから誹謗中傷的な手紙もあるということですが、大切な市民の意見ということもあって、市長の手紙という制度も必要かと思えます。しかし様々な問題があること、それから、私はこの税金から出る郵送費とか人件費、こういったことも考えれば、市長の手紙必要ですけども、市長の手紙に代わる広聴の方法、もしくは過剰な要求や誹謗中傷など、こういった対策、これも必要ではないかと私は思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 市民協働課長、海老原 充君。

○市民協働課長（海老原 充君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。これまで答弁してまいりましたとおり、本来の市長への手紙の趣旨にそぐわない内容のものなど、課題や問題を抱えております。またこれらの市長の手紙についても、郵送料を市が負担しているため、運用面についても今後見直しの検討事項であると考えております。具体的な検討事項としては、先ほどの人事課長の答弁でもございましたとおり、広聴するに当たり、

御意見、御要望と過剰な要望の線引きは非常に難しいところではございますが、本来の趣旨に反する過剰な要求や誹謗中傷の対応等を行うことにより、本来、行政として行う業務がおろそかになり、大多数の市民の皆様の利益を損なう不必要な行為は避けなければなりません。そういった理由からも、取手市広聴事務取扱規程の中で、社会通念上不相当なものや個人などへの誹謗中傷に関しては、回答しない旨を明確に規定していく必要があると考えております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 御答弁ありがとうございます。市民対応は、時に臨機応変に行わなければいけないというところもございます。市民サービス向上のために公務員としてまずどうあるべきかということ、まず研修で日頃からしっかりと意識づけをしていただきたいなと思います。それから市民からの大切な意見、これどのように市政に生かしていくのか、広聴の目的というのはここにあると思いますので、効率化って言われてますけども、サービスという観点で考えると、やっぱりサービス手間がかかるものです。このバランスをどうやって取っていくのか、各課においても市民目線での対応、これ、今後ともしっかりお願いしたいなと思います。以上でこの質問を終わります。

続きまして、ネーミングライツについてです。令和6年の10月より6か所の施設のネーミングパートナーが決まり、現在、市民会館を含む公民館など14か所の公募、これをしております。今回、市民の視点からネーミングライツ事業について質問させていただきます。ネーミングライツ事業について、市民の方が、これ何ですかというような、認知というんですか、認識が非常に薄いというところがございます。まず、市民に対してのネーミングライツ事業の周知や意見聴取などについての現状をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、本田議員の御質問に答弁いたします。ネーミングライツの活用推進につきましては、とりで行政経営改革プラン2025の歳入の確保の改革項目の一つに位置づけられております。このとりで行政経営改革プラン2025は、本市の最上位計画である第六次取手市総合計画の基本計画となるとりで未来創造プラン2024で掲げた重点施策の持続可能な自治体経営を達成することを目的に、自治体が限られた財源や人材を有効活用し、健全な財政状況を維持しつつ社会構造の変化や不測の事態に柔軟に対応できる経営基盤を構築するために、必要な具体的取組について定める実行計画として策定したものでございます。また、取手市公共施設等総合管理計画第1次行動計画におきましても、ネーミングライツ導入については、新たな財源の確保の一つの手法として位置づけております。このように市としましては様々な計画にネーミングライツ事業を掲げ、ネーミングライツ事業による新たな財源の確保を図るよう、市民に対し周知をしているところでございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ちょっとネーミングライツの実施要綱、それから導入に関するガイドラインというのがありますので、これについてちょっと幾つか質問させていただきたいなと思います。実施要綱の第3条に「施設等の本来の目的に支障を生じ——生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し」とありますけども、この施設の公共性とは、ネーミングライツ事業についてどのような位置づけになっているかお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） それでは、お答えいたします。本田議員の御質問の取手市ネーミングライツ事業実施要綱第3条中、対象となる施設等の公共性を考慮しての部分ですが、施設が公共の利益に資するものであるということを前提に、施設の利用者や地域の住民の方に配慮し、ネーミングライツの取組が公共サービスに反しないようにするものとしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 続きまして、ガイドラインの2章の1というところに、「庁舎、保育所、幼稚園のほか、施設名称の設定において特段の経緯があるもの」とあるんですけども、これはどういった施設を指すのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） それでは、お答えいたします。当該施設について、建設当時から施設名を公募し、その名称が条例上の施設の名称となった取手市立老人福祉センターさくら荘や取手市立老人福祉センターあけぼの、また条例上の施設名称は取手市立働く婦人の家及び勤労青少年ホームであります。こちらについては平成8年に愛称を公募し、市民の皆さんにゆうあいプラザと親しまれている施設等は、ネーミングライツ対象施設から外すこととしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） あとネーミングライツ導入施設として適当でないものというものもあるんですけども、これはどういった施設になるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） それでは、お答えいたします。こちらの対象となる施設につきましては、消防署及び小中学校となっております。特に小中学校につきましては、教育に直結する施設であるため、施設の性格上、ネーミングライツ導入施設としての適当でないものとして同じく対象から外すこととしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。学校は入らないということなんですが。このガイドラインの2章に導入対象施設について書かれてるんですけども、「スポーツ施設、文化施設、公園等、市の公共施設」とあるんですけど、この文化施設というのはどのような施設を指すのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。文化施設という御質問なんですが、文化施設、社会教育施設のうち、今回、取手市ではネーミングライツを実施しました具体的な施設として、取手・ふじしろ図書館、戸頭・白山・井野・藤代公民館、取手グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンターなどになっております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 先ほどお伺いしました文化施設について、公民館・図書館が含まれてるんですけども、これ社会教育施設ということは、教育施設に相当すると思います。学校は先ほど含まれないということだったんですけども、同じ教育施設として学校は適切であって社会教育施設は——失礼しました、学校は適切ではなくて社会教育施設は適切だという、ネーミングライツ事業について適切だという、その根拠をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 本田議員の御質問にご答弁申し上げます。本田議員も御理解いただいているとおり、ネーミングライツ事業については、限られた厳しい財源の範囲で施設の維持・運営をしていくため、施設の名称を決定する権利の対価を得ることで、新たな財源を確保しまして、利用者のサービス向上を図るものになります。藤代図書館では、35万円の歳入を活用しまして閲覧用のDVDを購入しまして、グリーンスポーツセンターでは75万円の歳入を活用しまして、室内のプール更衣室のコインロッカーを購入してございます。こちらは老朽化が著しく、利用者から要望も高かったものに対応したのになってございます。既に導入——愛称を導入した藤代図書館におきましても、反対の意見はほぼ聞かれず、いつからとか、あと制度についてお問合せが若干ある程度でございます。なお、図書館において愛称の条件としては、ふじしろ図書館あるいは取手図書館という正式名称を必ず入れて愛称とするように条件づけております。利用者の方にも徐々になれ親しんでいただけるものと考えてございます。また、既に公募を開始し、パートナー企業が手を挙げてない施設につきましても、広告を希望する企業が出てきた際には、利用者の皆様には今後も愛称に親しんでいただけるよう、事業への理解と周知を努めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 今の答弁は先行っちゃいましたかね。

〔「答弁になっていない」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） もう一度、本田議員の質問をお願いできますか。もう一度、本田さん、お願いします。

○2番（本田和成君） 公民館・図書館は社会教育施設であって、学校は——同じ教育施設で、学校は適切じゃなくて、社会教育施設は適切であるとネーミングライツを導入することについての、その根拠は何かということをお聞きしています。

○議長（岩澤 信君） もう一度、答弁お願いいたします。

教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 失礼しました。学校——小中学校に名前をつけるということ

と、いわゆる文化施設、図書館、体育館等々広く市民が利用されるところに名称をつけて、その名称をつけていただいた対価として、歳入してその施設を改善するということでは、これはやはり相当違いがあるという。それと小中学校は教育——小中学生の教育を主とする施設ですので、そこにやはり企業名等々をつけるというのは、これはふさわしくないと、そういった判断でございます。

〔「分かんないねえ」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 苦しい答弁だなと思います。私が聞きたいのは、学校を——学校につけないというのは分かります。ただ何で社会教育施設には、これはつけることが適切なのかということをお聞きしたいと。要するに今の現時点で、これちょっと時間の問題もあるのもうこれ深めませんが、その辺をしっかりと答えられるようにしていただきたいなと思います。

また、公民館とか図書館、公園とか、市民の——こういったところには市民の運動で現在の形になっているという経緯がございます。例えば公民館、これについては小文間・寺原・永山の3つの公民館だけを当時造るという3館構想だったと聞いております。戸頭にも公民館を造ってほしいと、そういった住民運動、これで戸頭公民館が造ることになりました。図書館を併設するように同時に求めたことから、図書館を入れるために2階建ての——もともと2階建ての構想だったのを3階建ての設計がされました。この設計についても住民と協働したという経緯がございます。結果、1階に図書室、これになりましたけども、御存じのとおり3階建ての設計でしたから、3階まで行く途中の階段があります。それから、2階の天井、3階ができてもいい強度がそれで設計がされております。それから、宮ノ前ふれあい公園、これについてもごみの最終処分場の予定地でしたけども、これ戸頭団地自治会と環境保護団体の利根川の水と自然を守る取手連絡会、これが中心となって反対運動を行いまして、今の自然公園になりました。これ現在、このふれあい公園は、蛍の里育成協議会の御尽力によって、小学生が蛍の幼虫を放つ取組、それから夏には蛍が見られる公園として取手市の魅力の一つとなっております。今年も相当数の方来られてます。これネーミングライツでころころ変わったことで、やっぱりこういった魅力も失われてしまう、要するに定着しない可能性が、これデメリットとしてあるんじゃないかなと私は思います。こういった経緯も踏まえて、市民感情の部分も十分に配慮してネーミングライツ事業への説明、これ意見聴取、これをしっかりと市民との合意形成、私は必要だと考えてますけども、これ市民との合意形成、必要か、必要じゃないか、この辺お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） それでは本田議員の御質問にお答えいたします。今回の合意形成の必要性の御質問ですが、市としても、公共施設である各施設へのネーミングライツ導入に当たり、過去の他の自治体で行われたネーミングライツ事例について調査研究をいたしました。メリットとしては、自主財源の確保や施設運営の安定化、社会貢献を示す企業イメージの向上がある一方で、デメリットとして契約中のパートナーの経営破綻や不祥事等によるイメージダウン、地域住民や施設利用者の反対意見等がありました。なお、ネ

ーミングライツ導入——事業導入に関しましては、地方自治法等の法律で規制されていることがないため、各自治体が様々な施設に多種多様な条件で実施しており、反対運動の大半は、その施設の歴史的経過や性質、施設の設置目的と愛称がかけ離れていること等が占めております。取手市においては、現時点において、ネーミングライツ事業導入による問合せも少数でふじしろ図書館において何件か寄せられており、反対するご意見等は承知をし——反対する御意見でないことも承知をしております。今後もネーミングライツ導入目的や効果等を広報紙やホームページ等で広く周知し、地域の皆さんや施設の利用者の方々の御理解と御協力を求めてまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 実は、戸頭団地の自治会、私、役員やっております。こういった経緯があることから、ネーミングライツ事業について、戸頭団地の自治会の役員とか自治会員の方から、この公募に対して反対の意見が出ております。市民との合意形成ができないままこの事業を進めて反対運動とかが起きれば、パートナーとなった企業様にも影響が出ます。市民へのネーミングライツ事業の説明や住民理解、合意形成ができない場合、それから公共性が高い施設、ここについては対象から外すべきかと私は思いますけども、これはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） お答えいたします。先ほども答弁いたしました。現時点において、取手市にはネーミングライツ事業に係る反対意見の情報は寄せられておりませんので、反対意見の内容が施設利用者の御意見なのか、地域住民によるものなのか、ネーミングライツ事業そのものなのか、または愛称に関するものなのか、ちょっと確認はできておりませんので、想定で明確に答弁することは難しいんですが、もし仮に取手市において反対運動等がございましたら、反対の御意見の方々と丁寧に対話を重ねて御理解、御協力を求めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 公共性についてということもしっかり考えていく必要があるんじゃないかなと思ってます。これ龍ヶ崎に——龍ヶ崎にちょっとこのネーミングライツについて聞きました。実はいろんなとこ聞いてるんですけど。龍ヶ崎は公共性を考慮して対象にしなかった経緯がある施設もあると、そのように答えております。他市でも、公民館、図書館、公園など公共性が高い施設を公募対象から外しているところもあります。これは恐らくリスクがあると、そういう判断ではないかなと思っております。そういった意味でも、市民との合意形成、これしっかりやっていただかないといけないなと私は思います。今ご答弁ありましたけども、しっかり市民との合意形成、これやらないとこの事業絶対うまくいきません、と私は思います。先ほど意見がないって言いましたけども、そもそも市民——冒頭に言ったように、市民がこのネーミングライツ事業を知ってないんです、知らないんです。知らないんですから……

[チャイム音]

○2番（本田和成君） （続）これ言いようがないわけですよ、意見の。だからやっぱり

その部分もちゃんとしっかりやってほしいと、そのように思います。

〔「知らないよね」と呼ぶ者あり〕

○2番（本田和成君） 続きまして愛称について、これガイドラインには、親しみやすさとかそういったことを書いてあるんですけども、これ具体的に基準があるのか、どのように決定するのか、これをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） それでは、お答えいたします。ガイドラインにあります体験項目の一つである愛称の審査は、親しみやすさや呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等、総合的に勘案して裁定をしております。本田議員からございました親しみやすさとは、身近に感じられることや好まれること、また、生活に溶け込むような名称と考えております。また、愛称はネーミングライツ採点内容に基づき、応募していただいた事業者の希望する施設名について、各審査員が採点をしております。――審査員が裁定をしております。なお、先ほど塚本課長からも答弁がありましたように、市は公募の際の対象施設別個別シートの募集条件として、愛称には必ず既存の施設名を含めることなど、愛称について市の意向を示すことが可能としております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ネーミングライツの実施要綱の2条では、「愛称 命名権者が命名した名称をいう」と書いてあるんですね。これ愛称じゃなくて名称なんですか。名称ということは、設管条例との整合性はどうかというふうになりますけども、愛称と名称は違うと、その法的根拠があればお伺いします。これ御存じだと思いますけども、要綱には……

〔チャイム音〕

○2番（本田和成君） （続）法的拘束力はありません。これを踏まえて御答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） 愛称と名称の違いということかと思うんですけども、要綱のほうの第2条におきましては、「愛称を決定する権利」というふうに第2号のほうで定めているというふうに確認しております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。時間が残り僅かです。

○2番（本田和成君） 情報がちょっと違ったかもしれません。すみません。どちらにしても愛称と名称は違うということ……

〔チャイム音〕

○2番（本田和成君） （続）これもしっかり答えられるようお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で本田和成君の質問を終わります。

15時5分まで休憩いたします。

午後 2時48分休憩

午後 3時 05 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、細谷典男君。

〔17 番 細谷典男君登壇〕

○17 番（細谷典男君） 細谷でございます。通告順に基づいて質問をいたします。最初の質問は、県政への要望についてでございます。建設部に関係する県政要望について、お伺いいたします。県が管理する道路と河川についてお聞きするんですが、これを利用する市民からすれば、どこが管理しているかがしていますが、それを便利に使いたいということで、全くその担当ということは関係ないことだと思うんですが、しかし、この道路と川、市民生活と密接に関わっているということから、この整備は着実にやっていくということが市政にとっても求められることだろうというふうに思います。このようなことから、市は定期的に県に要望しておりますが、現在取り組まれている事業、そしてその目的、期待する効果について、まずお伺いいたします。

〔17 番 細谷典男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、細谷議員の御質問に答弁させていただきます。取手市におきましては、市民の安全で安心な暮らしを守り快適な交通ネットワーク環境を守るといった観点から、長年にわたり茨城県に対しまして、市長会を通じて県政要望という形で河川改修や道路の整備促進などを要望してまいりました。令和 7 年度予算編成に向けた県政要望につきましても、第 2 次茨城県総合計画において、県の掲げる「新しい安心安全」「新しい夢・希望」の実現につながる取組といたしまして、引き続き河川改修や道路の整備促進について、重点的に要望しているところでございます。「新しい安心安全」に向けた取組の一環といたしましては、災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の拡充強化のため、取手市内の河川改修要望を提出しております。対象となる相野谷川、北浦川、西浦川の 3 つの河川につきましては、流下能力が不足していることから、大雨の——大雨のときなどには道路冠水のおそれがございます。このため、都市排水機能充実にに向けた早期改修や、河川機能確保のための除草、河道掘削を含めた維持管理についての要望を行っております。

また、「新しい夢・希望」の実現のための取組といたしましては、交通ネットワーク整備の一環として、渋滞の緩和や地域の活性化を図るため、都市間を結ぶ主要幹線道路である国道 294 号の 4 車線化の整備促進事業や、県道谷田部藤代線の拡幅要望などを提出しております。これらの要望を通して、中村市長の掲げる「住み続けるほど好きになる街」を目指し、住んでいてよかったと感じていただける取手の町の基盤づくりを進めていきたいと考えております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 中村市長の掲げる、ずっと住み続ける街にするためには、市の予算だけではなくて県の力も借りるということが——借りるといふか、引き出すということも非常に必要なことだろうと思います。そういう観点から、現在、今要望してる中で、県の事業として進められている実施中の案件についてお聞きいたします。まず、河川について、進捗状況と課題、事業の見通しなどをお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、ただいまの細谷議員の御質問、県の事業として実施中の案件に関する進捗状況につきまして答弁させていただきます。まず、河川につきましては、相野谷川改修事業、北浦川改修事業、そして西浦川改修事業の3事業がございます。まず、相野谷川改修事業につきましては、現在は国道6号の架け替え工事及び橋の上下流の護岸工事を実施しており、引き続き河川改修工事を進める予定であると確認しております。課題としましては、当該河川の流下能力が不足しているため、大雨時、上流の住宅地域では床下・床上浸水及び道路冠水の被害が発生しております。また、上流部では下高井特定土地区画整理事業——こちらUR都市機構の施行でございますが、こちらが完了しましたことから、今後さらなる市街化の進展により、当該河川への流入量増加が見込まれ被害が拡大するおそれがあります。

次に、北浦川改修事業につきましては、1月に国道6号バイパス新小浮気橋周辺の堆積土砂のしゅんせつ工事を実施いたしました。課題といたしましては、北浦川周辺の市街化が進むのに伴い、当該河川への流入量が増加しております。また、要望箇所を含めた上流部の排水路は未改修であるため十分に機能せず、洪水、溢水する状況となっており、周辺住宅地域では浸水被害等が発生しております。

〔「休憩したほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 休憩いたします。

午後 3時12分休憩

午後 3時13分開議

○議長（岩澤 信君） 再開いたします。

引き続き、答弁のほうをお願いいたします。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では最後に西浦川改修事業につきましては、河道の適正な維持管理のため、今年2月に県道取手つくば線に隣接する取手市毛有地区の樹木伐採を行いました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） ありがとうございます。相野谷川は6号線まで来たこと、これから上流部分ということですが、この地域は市街地が——住宅地がありますので極めて重要だというふうに思います。北浦川、この辺については、やはり柵や谷中、もちろん小浮気もそうですけども、その辺の排水、これも重要なことだろうと思います。相橋のところはかなり整備されましたけれども、まだ残っております。毛有地区は、酒詰のどこまでの樹木がかなり生い茂るというようなこともありますので、これらについては着実に前

進するように、県政に要望していただきたいということをお願いしたいと思います。

続いて、道路管理に関わる要望についてお聞きいたします。今、整備事業が進められている 294 号、——国道 294 号線についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 細谷議員の御質問に答弁させていただきます。国道 294 号整備促進事業についてです。国道 294 号建設期成同盟会におきましても整備促進を要望しておりますが、その要望書の中では、茨城県取手市を起点とし、筑西市、栃木県真岡市、茂木町、那須町、福島県白河市を経て、会津若松市の国道 49 号を終点とする総延長約 212 キロメートルの広域幹線道路であり、茨城、栃木、福島 3 県はもとより、関東東北地方の産業・経済・文化のつながりを一層深めつつ新たな交流を促進させるため、極めて重要な地域連携軸でございます。地域の課題に的確に対応するため、長期にわたり安定的に道路整備が進められますよう、毎年国道 294 号期成同盟会の会員となっている自治体において、中央要望として、国土交通省大臣、道路局長、地元選出の衆議院議員及び参議院議員に要望活動を行っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 大変重要な道路だということが分かりました。これについては国ということになりますので、もう 1 人、地元選出の参議院議員が誕生するかもしれませんので……

〔笑う者あり〕

○17 番（細谷典男君） （続）頑張ってもらいたいというように思います。これ起点は取手ということなんですけども、294 の起点は柏の呼塚交差点で、6 号線と並行して走って単独区間になるのが取手からということでございます。ぜひこの 294 についても整備は促進していきたいと思うんですが、この地元取手でできることは何か、取手でも今工事されておりますけれども、市内に関わる箇所について、進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 建設部次長、森川和典君。

○建設部次長（森川和典君） お答えをさせていただきます。国道 294 号の市内の要望箇所につきましては、道路建設課におきまして、茨城県が現在事業を進めている具体的な箇所についての整備促進について要望をしております。令和 7 年度につきましては、取手市役所入り口交差点から、新取手入り口交差点までの事業区間における整備促進の要望を引き続き行っております。茨城県竜ヶ崎工事事務所に確認をしましたところ、とげぬき地蔵付近で——ここをすみません、進捗状況を確認をしましたところ、とげぬき地蔵付近で工事の支障となる樹木の伐採の実施、今後工事で必要となる施工ヤードの整備などを進めてきており、用地買収については引き続き交渉を進めていき、今後とも整備促進を図っていくとのことでした。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） ありがとうございます。整備促進は、これは県の仕事なんですけども、とげぬき地蔵辺りの樹木伐採する際、大型の重機が必要になってきたりして、それを置く場所——ヤードと言われましたけども、その辺の確保も必要になるわけなんですけど

も、その辺については取手市としても協力できるような、この辺は使えるよというような情報などを出してあげられれば、より一層事業が推進するのではないかと思いますので、そのような情報提供もできれば御検討いただきたいというふうに思います。

それでは次に、事業化されていない県政要望についてお聞きします。まだ検討のテーブルに上がっていないわけですが、この点についてお聞きしたいと思います。まず一つ一つこれをお聞きしたいと思います。県道長沖藤代バイパス、この整備促進について要望されておりますけれども、この案件がどのような進み具合になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。県道長沖藤代バイパスの整備促進について御答弁いたします。龍ヶ崎市の南側地域、県道千葉竜ヶ崎線とも接しているんですけども、こちらから高須橋を渡り、一般国道6号へのアクセスとして県道長沖藤代線が位置づけられておりますが、JR藤代駅の隧道部の幅員及び高さに制限があることにより、大型車は通行できないボトルネックな状況となっております。都市計画道路中内・大塚線、県道長沖藤代バイパスのJR常磐線の跨線橋が完成されたこともありまして、引き続き長沖藤代バイパスの整備促進を要望するものでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 本当中内・大塚線ができたということによって大きく環境は変化してきたと思います。お話のとおり、高須橋から6号線に行くということですから、これを利用するのは、どちらかというと龍ヶ崎方面——龍ヶ崎方面の人たちにとって非常に便利になるんじゃないかというように思うわけです。そうすると、この県政要望というのは、取手市単独ではなく龍ヶ崎市などとも連携を取って進めていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次にもう一つは、都市計画道路3・4・8号線、いわゆる白山前・取手線ですけども、この整備促進も要望しておりますけれども、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。都市計画道路3・4・8号、今の県道白山前・取手線の整備促進についてですが、当該路線は取手駅周辺の都市計画道路として、一般国道6号から県道取手東線を接続する重要な位置づけをされている路線となりますが、現在は一部が幅員が狭く、歩行者と自動車が混在して利用している状況となっております。また、一方通行の規制があるため、地域の活性化を妨げる要因ともなっております。令和2年度には、都市計画道路3・4・7号取手東口・城根線の交差点改良が完了しておりますので、当該路線の整備を行うことにより、取手駅東口と西口の回遊性の向上、県道取手東線への渋滞緩和、歩行者の安全性が確保されることから、整備促進を要望するものです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この道路は、答弁にありましたように、重要な位置づけとされる道路なのかどうかということところです。6号線から取手東線に入るには、一高前のところ

をカーブして駅前のところに行って、そこから左に上がっていくわけですよ。これが普通なんですけども、これでほぼ事足りるんじゃないかというように思うわけです。確かに城根のところに向かう道の交差点は随分きれいになったんでよかったですけども、その右と左に道路がありますけども、この道路はどこまで強く要望するのかどうかということですけども、私はランクは低いというふうに思います。最も県にお願いしたいところは、次に申し上げます常総ふれあい道路の県道昇格についてでございます。この点について、取組状況をお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。常総ふれあい道路の県道昇格について御答弁いたします。当該道路は都市計画道路として昭和62年に開通し、取手市・守谷市・つくばみらい市の3市を結ぶ広域的な幹線道路として重要な路線であり、現在では第2次緊急輸送道路としても位置づけられております。将来的に一般国道6号と主要地方道路取手豊岡線バイパスと接続されることから、より一層の交通量が見込まれることとなります。なお、守谷流山線を起点として取手豊岡バイパスは認可されておりますが、取手市としては取手豊岡線バイパスの起点部分を国道6号からの認定路線として、引き続き要望活動を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） ふれあい道路の昇格については、今おっしゃっていただいたような理屈づけでは、今までは進んでなかったと思います。やはりこの交通量があって使う人がほぼ市外の人が多いというようなことから言っていたと思うんですが、新たな観点示していただきました。取手豊岡線バイパスは、戸頭から入って行ってインターや常総市の豊岡まで行くという線ですから——そういうバイパスなんですけども、しかし、今、管理課長がおっしゃったように、6号線のところからこの取手豊岡線を位置づけて、そしてその間を県道にするという案は、極めて斬新的で非常に新しい新鮮な案だというふうに思います。取手豊岡線の整備状況にもこの問題は関わってくると思うんですけども、この取手豊岡線バイパス、関連づけて要望するというところで進めていただくという考えは非常にいいと思うんですが、それであるとすれば、取手豊岡線の現状はどうなってるのかどうか——どうなっているのか、この点についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。今回この工事管轄の竜ヶ崎工事事務所のほうに確認させていただきましたところ、現在、取手市戸頭から守谷市高野地内の約2キロ、この間のほうの整備をしているという状況になります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この道路はバイパスというよりも、本当の県道にするぐらいの気持ちでいかなければいけないんじゃないかというように思うんです。そうなれば、戸頭から進んでいる常総ふれあい道路は、極めて利用数が少なくなる。守谷市やつくばみらい市の負担は少なくなるはずなんで、これの頭の切替えが必要だと思うんですけども。取手から守谷、そしてインターを通過して常総市まで行くと、このメインの道路にしていくと、

そのためにも取手を走る常総ふれあい道路は県道にということで、ぜひこの重要性は訴えていき、県道昇格をさらに求めていただきたいと思います。県道に昇格になったときに、それでは今までのふれあい道路、取手が管理し補修していたわけですが、これはどのぐらいのものだったのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。常総ふれあい道路の維持管理費として御説明させていただきますと、街路樹の剪定、草刈りなどの維持管理、部分補修として、大体平均1年で約1,000万円支出しているのが現状です。また、舗装の修繕なども実施しておりますけども、平成20年から——平成20年から21年は、管理課のほうで2.5キロ、舗装の打ち替えのほうを実施させていただきました。さらに、道路建設課においては、平成23年から平成26年までの約3.7キロの道路改良工事のほうも実施させていただいております。ふれあい道路全線の平成20年から平成26年までの舗装工事の事業費といたしましては、約7億円支出させていただいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） これが本当の目的ではないんですけども、しかし取手市の負担もかなり軽減されると、県道になれば、そういう大きなメリットもあると思います。私も最近、にわかに県政について興味を持ち出したもので……

〔笑う者あり〕

○17番（細谷典男君） （続）お聞きさせていただきました。以上で、県政要望に関わる項については終わりにさせていただきたいと思います。

続いて、取手駅西口開発について、お伺いいたします。都市計画決定に向けた手続が中止になりました。この質問については昨日加増議員の質問でもありましたので、重複する答弁は避けていただいて結構でございますので、お答えいただきたいと思います。まず最初に聞きたいのは、公共施設を導入するかどうかということです。加増議員とのやり取りでは、これはもう市はきっぱり手を引けということで質問をされております。その答えは再開発、共同化事業を進めていくという御答弁だと思うんですけども、この考えについて改めてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。A街区の再開発事業につきましては、地権者による準備組合が事業化に向けた準備作業を自主的に進めているところでございまして、あくまで地権者自身の有効な土地利用を促進し、共同化を行いたいと、こういう意向によって進められているものでございます。市の顔である、A街区における再開発事業の実現化は、駅前のみならず市全体の魅力を高め、居住人口を増やし、市の活性化や持続可能な発展につながるものであり、市にとって必要かつ有効な事業であると考えております。このようにA街区における再開発事業の実施は、市のポテンシャルを高めることにつながることを期待可能であり、A街区を魅力あ

る街区とするために、集客力と利便性を兼ね備えた駅前のにぎわい創出につながる公共施設を整備することが必要であると考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） そのように進めてはきたわけですが、この公共施設を入れて再開発ビルを造っていかうというこの計画は、2度にわたって失敗いたしました。現在、そういう状況にあるわけです。これは原因は、加増議員のお話の中でも、地権者が自分でやりたいという人が出てきたんでできなくなった、ということですね。であるとすれば、この準備組合が共同化に向けて全体が一致してなかった。今後、公共施設の配置は、先ほど御答弁いただいたように、再開発ビルは必要だと、取手の顔にするんだという御答弁ですから、であるとすれば、取手市が準備組合の一員になって事業を進める考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それではお答えさせていただきます。市が準備組合の一員となる考えはあるのかという御質問でございますが、市が現在の準備組合になることはできません。準備組合はあくまで任意組織であり、準備組合が定めた規約によって運営がなされているところでございますが、規約には、準備組合員となることができるのは、再開発事業の施行予定区域内に土地の所有権、または借地権を有しているもののみとなっているためでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 準備組合に入ることにはできないと。私はこの今の現状を打開するためには、準備組合の皆さんだけの議論では進まないだろうと。これはもう2度経験して、最初は12人に——18人か、18人になった。そしてそのあと8人になった。そしてこれがまた減るということですから、この同じ手法でやっていると、同じことの繰り返しになんではないかと。市がも——市はこの経過について支援はしてます、いろんなことについてお手伝いしてます、というのはたくさん聞くんですけども、しかしそれではもう限界があるというのも明らかに示しているのではないかと、いうふうに思うんです。それでは、市が準備組合に入れたいんだとすれば、市が施行者になってこの事業をリードしていくと、このことについてお考えを聞きたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。確かに、都市再開発法上は、地方公共団体が再開発事業の施行主体となることも可能とはなっておりますが、これは駅前広場や都市計画道路、防災公園など公共施設の整備を主たる目的としており、公共施設の整備と併せて、周辺も含めて地区を一体的に再開発する場合などが典型的であると認識しております。A街区の土地につきましては、全てが民有地であることに加えて、既に駅前広場や街区の周囲の都市計画道路が土地区画整理事業によって整備されている状況であり、さらに古い木造建築物が密集しているなど、防災上の喫緊の課題が生じているといった状況ではございません。こうした観点から、A街区につきましては、

市が再開発事業の施行主体となることは考えておりません。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 駄目だという話ではないですね。準備組合に入れないのは、明確なハードの面から駄目ですけども、今回、今るる御説明いただきました。最後にA街区だけが残っちゃったから民間だけのことということになるんですけども、しかし、長い経過の中で捉えれば、A街区そしてB街区を造ったときに、B街区はウエルスプラザを造りましたけども、これを造るに当たって県の学生寮、これだけじゃなかったはずですよ。地権者もいたわけですよ。そういう地権者にB街区から移ってもらう。あるいは道路を造ったと言いましたけども、道路からも移ってもらう。それがA街区に仮換地されてるわけです。ですから、いろいろできない理屈はたくさん言いましたけども、できる理屈もつくられるということです。周辺と一体に行わなくちゃならない。今回はA街区だけになりました。それは、A街区だけが残ったから一体にということにはならないだけで、もう駅広の工事でも何でも、全部A街区の協力があったからできたわけなんで、これは時間差がずれてるというだけで、十分説得することができるんじゃないかというように思います。で、再開発が必要だ。しかし、私は、準備組合では限界があるというように思ってるわけです。この局面を打開するのは、市施行で、市がリーダーシップを取って、もうリスクも責任も、先ほど言ったように、私は前回——昨日の加増議員の質問に対する答弁を聞いてて、かなり危機感を持ちました。この状況になっても、加増議員が市の失政、市の責任、この地域に対して、市はもういろいろな支援はしてきたということは言いながらも、現状進まないのは、最後は地権者、自分たちが——自分たちの土地を自分たちで使いたいんだという地権者の意向だと。ですから市には何ら責任がない。そして、一切失政とは考えてませんという、久しぶりに明確な御答弁ありました。いや、浅野部長、今までの御答弁、非常に相手を思いやる答弁が多かったんですけども、今回は100%突き放した答弁で……

〔笑う者あり〕

○17番（細谷典男君） （続）地権者への説明などは市は何の落ち度もなく進めてきた、市の努力不足は考えてない、というふうに、今までにない強気の答弁だったと思います。このことと言えば、今の再開発が停滞しているのは全て地権者の責任、こういうことになります。果たしてそうなのか。果たしてそうなのか、お聞きしたいと思います。時間はまだ28分ありますのでお聞きしたいと思います。

この30年間——部長、30年ですよ、振り返れば。最初の8年は大橋幸雄市長です。その次の4年は塚本光男市長。次がまずかった、16年間もやっちゃったんですよ、藤井市長。中村市長は2年です。2年だから、責任は軽いと言えば軽いんですけども……

〔笑う者あり〕

○17番（細谷典男君） （続）しかし、ないことはないんです。この特に藤井市政の16年間、失政がなかったのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

まず、区画整理が遅れました。第7次変更まで行ったわけです。7次変更プラスアルファで延びちゃった。これほどこの伸びた原因は何だったのか、幾つかきつと言いつけを言うかと思うんですけども、私は、地権者に対して公平ではなかったと、公平な進め方ではな

かったと、少なくともそういうふうを受け止めている方がいるというふうにお聞きして
ます。何しろ、あの地域で事業ができなくなる、そしたら中断——営業中断補償があつたほ
うがいいという人もいるわけです。まだ営業がずっとできるということであれば、最後の
最後でいいということになりますけども、もう皆さん、ビルにはもうテナントも入んなく
なっちゃってるし、みんな厳しい状況で、なるべくこの営業中断補償欲しいと思つていた
のが、相手の気持ちを考えればそういうことはあるというふうに思うんですけども、これ
は稲葉次長が言ったように一気にはできない。順番を追ってやっていかなきゃいけない。
この順番を追っていくことについて、準備組合の中でちゃんと合意が取れていたのかどう
かと。これが取れてないんですよ。だから不公平感が出てきちゃうというようなことあり
ました。これは失政とまではいかないけども、配慮を欠いたというように言えると思いま
す。で、最大——最大の失政は、私はウェルネスプラザを造ったことだというふうに思う
んです。この地域は、取手市のマスタープランにどういう地域なのか、ですよ。この地域
は取手市を象徴する拠点として、町並みの統一など、取手市を——らしさを、魅力的——
取手らしさを醸し出す魅力的な都市景観を形成するというのがマスタープランですよ。ウ
ェルネスプラザにそれがいいのかどうか。一つの機能はありますけれども、この象徴する
ようなものにはならなかった。それを造ってしまったことが大きな失政だというふうにし
うんです。あそこにこそ再開発ビルを造るべきなんです。高台で、そして地盤もいい、
非常に魅力ある空間です。塚本市長時代は、A街区を空中回廊と言っていました。もうず
っとデッキで道路の上を這わして交流できるようなものが構想されていたんですけども、4
年で去ったのが返す返すも残念で、私もかなり批判しましたから、私も一端の責任はある
かと思えますけども……。

〔笑う者あり〕

○17 番（細谷典男君） このことについては、また別途お話しさせていただきたいと思
いますけども、このときになぜこうなったのか、その前段があります。この地域は、再開
発する地域ということで、優先交渉権者にこの地域の開発を——失礼しました、C街区で
す。この中のC街区、優先交渉権者を決めてC街区の開発に入りました。ところがこのC
街区の開発については白紙撤回ということになってしまいました。これは大橋市長の時代
に作り上げたC街区の計画なんですけども、これを白紙撤回しました。なぜこの問題を申
し上げるかという、今回——今回の事業協力者が撤退の意向を示していることに関
わってまいります。この撤退を、何も取手市に瑕疵がなければ、ああそうですか、さよう
ならと言えばいいんですけども、そうならない事情があります。その教訓がこれに出てく
るんですけども、このとき私は平成16年、——ちょっと見にくいですね、平成16年11
月12日、この黒塗りのところが事業者で、塚本光男市長に出したものです。私は市議会
の1年生議員でした。同じ議場にいたのが、中村市長、そして入江議員、もうこの時期3
人しかいません。大変なこと起こっちゃったなということだったんです。——ああ、加増
さんいました。失礼しました。

〔笑う者あり〕

○17 番（細谷典男君） このときに議会が白紙撤回をしたんですけども、それは損害は

請求させてもらいますよということで、1億3,700万円、この損害請求が出されました。大変なことだなというふうに、私は新人議員ですから思ってただけなんですけども、しかし——失礼いたしました。事業協力者——事業協力者がこの請求したのは、いろんな項目を出して、この項目は事業者の負担、で、この項目は市の負担、これきめ細かく請求されました。最終的に市のほうは、もうちょっと負けてくれということで、最終的には900万ぐらいに落ち着いたんですけども、しかしそれは払ったことは払ったんです。今回、今回ですよ、西口で行う——行われてる事業協力者の撤退、このときにおいて準備組合には取手市が四百数十万円、準備組合ができたというお金出してます。これは使い切りのをどうぞということなんですけども、しかし準備組合を運営するに当たって、事業協力者から立替金を頂いております。この費用で準備組合はこの5年間運営をしてきたわけなんですけども、これをどのように清算するのかということが決まっております。当然、準備組合の負担あるいは事業協力者の負担、いろんな項目においてそういうものが出てくると思います。請求額が出てきて、このC街区の前例に従えば、何割かの、何%かの負担は準備組合に行くということが想定されます。これをどうするのかの議論が今全く聞こえてこないというのが、不安な材料です。ですから、このことについて、今、中村——これは浅野部長の答弁ですか、再開発については——この再開発事業に反対だから都市計画決定に参加しなかった——都市計画決定が駄目になったんじゃないという答弁ありましたね。今回の都市計画決定が停止になったと、停止になった理由に、再開発事業に問題があったから事業——地権者が反対したというんじゃなくて、その地権者が自分でやりたいからということで出ていったということなんですけども、しかし、これは真実じゃないですよ。真実じゃないかどうかは別にして、その地権者の気持ちを分かろうとしないということですね。これは、今回脱退の意思を表明してる人だけじゃなくて、ほかの地権者も——みんなでもないかもしれないですけど、不安を抱えてる人はいます。事業協力者が撤退した——してしまつたと。あそこに造られるはずの建物が一体どうなんだと。これを失政と言わないのであれば、言わないで——言わないとすればですよ、今の事業協力者に代わるものを示してくださいよ。もっといい計画があると、今よりも、だから心配ないんだというのを示してくれば、私はこの質問はこれこそ撤回いたします。今の基本構想に基づいた計画、新たな計画出せるのか出せないのか。誰も出せるとは思ってないんですよ。しかし、部長が自信があるんだったら、それぜひ示していただきたいというふうに思います。これは質問ですから最後に一つ答えてください。

で、私は先ほど言いましたように、平成16年、市議会議員になりました。そのときの思いは、私は新町から取手駅西口に通ってますから、あの通りは毎日のように通るわけです。そうすると、6号線に立つと、ちょうどホームが同じ目線で見えるんですよ。ところが、そこに行くには下って上がっていくしかない。これはどうにかしなくちゃなんないというのは、ずっと——私が議員になったときから、ここは思い描いてたことなんです。私でさえそうなんですから、このA街区の地権者にとっては、最も思い入れの強い地域だと思うんです。このA街区、有力者、4人います。土地の面積を多く持っている人と言ったらいいかもしれないんですけども、そのうちの3人がこの市の計画に加わらないということな

んですよ。つまり、市が進めている高度利用に疑問を持ってる。20人いたうちに、13対7になってるといことです。ここで、この地権者たちは何が問題で、何を不満として準備組合から抜けたのか、幾つか考えなくちゃならないと思います。換地はどうだったのか。公正にそして公平に換地を行ったのか——仮換地ですね、仮換地を行ったのかどうかですよ。換地照応の原則に基づいてない換地があったかどうか、この辺はぜひ胸に手を当てて考えていただきたいと思います。

今回、裁判になりましたというお話いただきました。この裁判は想定されなかつ——されてなかったんですよ。こんな裁判があるとは。というのは、予算の裁判費用の作り方からして、本当に突発的に出てきたと思うんです。これが察知できなかったと。ここまで、裁判に訴えるまで手を打てなかった、予測もできなかったと。ここに、部長、瑕疵はないんですか。もう地権者代表、全く——何て言いますかね、これ、地権者への説明の市の落ち度は何もないと進めてきたという、この答弁は、私は火に油を注ぐようなものになるんじゃないか、もう少し用地交渉をしたときのような気持ちで対応していただきたいというように思うわけです。

○議長（岩澤 信君） 細谷さん、質問事項からちょっとずれ、離れてますので。

○17番（細谷典男君） いや、質問事項そのものなんですけども、質問してますんで、お答えと新しい事業者を見出したのかどうか、今の事業協力者に代わるものが見通しがあるのかどうか、この点についてお聞きします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それではこの点につきまして、事業協力者の件につきましてお答えさせていただきます。今、事業協力者は、現在もいろいろと協議、調整一緒に行っております。準備組合と一緒にしております。協定を結んで進めているわけですが、本組合設立までということでも現在も活動している状況でございます。そのため、新しい計画等々、また事業協力者のその意向、そういうところにつきましては、本日ここでお話をすることはございませんので、その点、お答えさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 私は先ほど私の思いを、この取手駅西口開発、話させてもらいました。取手にとって大変大事な地域ですよ。これはもう中村中心市街地課長が何度も言ってます。大事なものが、今のままでいくと空中分解しちゃうんじゃないかという危機感があって言っております。で、地権者との対応ですよ。この信頼関係、これを再構築できるかどうかということが一つなんです。私は、地権者は何代かにわたってあそこに住んで、そして取手のために貢献してきた方もいらっしゃいます。地権者の中には、強く共同化を求めていた人たちいることも、私は知っております。あの仮換地の中で、短冊換地を了解したという人もいたというふうに先輩から聞いたことがあるんですよ。もう短冊換地を行うということは、自分の意思では使えなくなるわけですから、もう共同化以外ないと、退路を絶って換地を了解した地権者がいるんですよ。今、準備組合に入ってる人じゃないですよ、入ってない人ですよ。そういう思いがあるわけですよ。やっぱり取手駅の西口、これを茨城の玄関口、これにしたいと、そういう強い思いでいらっしゃる——いらっしゃる

たんですよね、前は。ところが今は市の計画、これでは地権者は、今の市の計画では私の土地は守れない、自分の土地の価値が毀損してしまうということなんです。自分が好きなことをやりたくて離れたんじゃないんですよ。市の計画にこのまま付き合ったら、自分の土地は毀損してしまうと。だから、何か新しい計画がないにもかかわらず、市の区画整理——再開発——再開発事業には参加できないということですよ。今回、今離れようとしてる人も同じ思いだと思います。このことを都市整備部は理解して地権者と対応したのかどうか、私はこの辺が問われると思います。部長、何かあればお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） 今の御質問にお答えさせていただきます。まず、地権者様が再開発の計画ではやっていけないと、自分の土地を守ることができないと、こういう、最終的には御自身の土地を個人でお使いになるという御判断をされたわけですが、そこに至るまでには様々な事業計画があって、これは地権者さんもそうです。地権者さんや事業協力者の皆さんが一体となって事業計画を作り上げた。この内容を精査をしていると、例えば、床はどうなります、将来このような部屋で何階建ての計画で、例えば階層的に値段はこうなりますと。そういうようなものをもろもろ精査をして考えて、で、その自分の土地が——土というか地面の部分で個人で使ったほうがいいのか、マンションの床に替えてそれを賃貸で貸すもよし、売却するもよし、そのままお住みになるもよしと、いろんな選択があります。そのときに資産価値はどうなってくるのか、こういうところまでいろいろと計画書の中で協議を重ねて、そういった最終的な計画が出た後に、今議員おっしゃいました自分の土地は守れないと、再開発では守れなくなってしまうと、こういう判断を最終的に熟慮の末に決めて、——お決めになられて、再開発の区域からは抜けていくという判断をなされたものだと思いますし、まずもってこの事業計画といいますのは、取手市が事業計画書を作成したのももちろんございません。市が無関係とかそういうわけではございませんし、技術的援助——昨日もお話ししましたが、技術的援助・資金的援助、いろんな面で寄り添いながら進めてはまいりました。一緒に考えながら進めてはまいりました。そういう作成した計画の下で、地権者様がそういう御判断をされたところだと私は承知しております。また、それ以上のことはないのではないかなと思っております。

○議長（岩澤 信君） 細谷さん、もう一つ質問事項ありますので、時間の配分をお願いいたします。

細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今、部長の言ったことは全く受け入れることはできないですよ。それであれば、東口のようなことになってもいいと言ってるのと同然ですよ。ところが、この地域は市が網をかぶせてるじゃないですか、マスタープランで。マスタープランで先ほど言いましたように、取手を象徴する拠点、町並みの統一、こういうこと言ってます。さらに、この土地利用構想——土地利用構想では、町の顔になる街区とA街区を位置づけてるわけですよ。これが成立しないじゃないですか、今言ったことになれば。ですから、再開発共同化、これなくして駅前を取手の顔になることはできないんですよ、ここを放棄

してるんですよ、今の答弁は。私は——いいです、いいです。

〔議場騒然〕

○17番（細谷典男君） 私は、市は、市施——準備組合は駄目、で、市施行もやらないと——やらないということですから、私は県施行を求めていきたいと思えますよ。県にこの開発を、駅前を開発をやっていただきたい。大井川知事は、前例のないこともやると言っておりますので、私は茨城の玄関口として取手を再生させたい。そのためには共同化しないと。このことが県施行を——今、取手市はもういいですよ、市はやらないと言っているんですから、県施行を求めていきます。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） 市がやらないとか、そういうことを決して今申し上げたわけではございません。当然、市としましては、取手市の玄関口、ランドマークとなるようなものをあそこに準備組合の皆さんが造っていただいて、それに一緒になって市も活性化、そしてひいては市民の方の利便性の向上、こういうものに寄与していきたいと、こういう思いは当然、強く持っております。しかし、昨日もお話をさせていただきましたけれども、あくまでも民地でございます。地権者さんの土地でございます。地権者さんが一体となってまとまって事業を遂行していくと、こういうテーブルの上に乗っているのが再開発事業でございます。ですので、市がどうしてもやってくれと強制をするわけにはまいりません。最終的には、——一緒になって計画はつくってまいりましたけれども、最終的にどういう判断をなされるかということ、やはりその地権者様のお考えに最後の最後はなってしまうという部分でございますので、その点、当然、面積が少なくなってくることは非常に残念でございます。大きい区域で施行したいという思いはもう初期から変わらず、皆持って事業携わっているわけでございますので、その部分は強調させていただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 部長、そこまで言うんだったら、市もリスクを負いましょうよ、一緒に。そのリスクは必ず市民にリターンとして返ってくるという確信があればできるはずですから。ぜひ体だけは健康に気をつけて、頑張ってくださいことをお願いして、この項目終わりたいと思えます。それでは議長、次に入ります。

環境センター、これは落合議員からもかなり詳しく質問されておりますので、私のほうは簡潔に。不燃ごみ収集方法変更、この目的と市民生活の影響について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。常総環境センター、皆さん——議員の皆さんも御存じのように、令和6年12月9日に資源化施設で火災事故の発生がありました。現在、資源化施設の不燃物の処理ラインが停止しております。そのため、不燃ごみについては県外の民間廃棄物処理施設へ外部搬出での処理を行っ

ております。常総環境センターでは現在、被害額等を調査中であり、復旧スケジュールについては現時点でも未定の状況です。この間、不燃ごみは外部搬出での処理を続けますが、外部搬出処理には多額の費用がかかることから、費用の削減と火災事故防止のため、常総環境センターと構成4市で協議をしまして、4月1日から不燃ごみの収集方法を変更することになりました。市民の皆様には御不便をおかけしますが、さらに不燃ごみの分別をお願いするものです。具体的には、不燃ごみ収集日の第1週から第3週……

[チャイム音]

○まちづくり振興部長（野口 昇君）（続）及び第5週はビニール、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類を回収し、第4週に金属類、割れ物を回収いたします。市民への影響ということですが、分別方法を変更するため、市民の皆様には変更に伴う一時的な負担が生じることとなりますが、分別することにより火災等のリスクの低減にもつながり、市民生活の安全が向上されると考えております。変更に関する市民への周知に関しましては、広報とりで・市のホームページなどにより継続した周知を行い、また令和7年度のごみ収集カレンダーと合わせて、変更となるごみ分別の収集についてのお知らせを各世帯に配布して、市民の皆様には御協力を得られるように努めてまいりたいと考えております。

[まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この変更をどう考えるかなんです。これ火災事故という外部要因でこういうことになって搬出量を削減しようと、費用削減というようなことから、こういう変更ということになったわけですけども、私はこの変更は、将来における分別、必ず役に立つのではないかというふうに思っています。それは今施行——最近施行されたプラスチック資源循環法についてです。これによると今後分別、どのような方向になるのか、今回変更したこの手法というのは、それにはかなってないかというふうに思うわけですけども、このプラスチック資源循環法、今後の分別の在り方についてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） まずプラスチック資源循環法ですが、2022年の4月に施行されてございます。

[チャイム音]

○環境対策課長（木村太一君） 現在、資源物の分別回収については、この法律に基づいた回収というものは、常総環境センター及び構成の4自治体では現状ではまだ行っていないという状況です。今後どのように分別していくのかということですけども、このプラスチック資源循環法の中では、市町村の役割として、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、そして再商品化というものが位置づけられております。こうしたことから今後、常総環境センター、そして構成の4市と分別方法や保管場所の整備などを含めて、法に基づいた収集方法について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） この点は大変今後重要なことになると思います。私は常総組合議員の議員でございます。

〔チャイム音〕

○17 番（細谷典男君） （続）で、その諸般の報告、今回の定例会でお届けさせていただきました。7ページにわたって諸般の報告書いておりますので、ぜひ一読いただくことをお願いして終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、細谷典男君の質問を終わります。

最後に、赤羽直一君。

〔22 番 赤羽直一君登壇〕

○22 番（赤羽直一君） 創和会、赤羽直一です。今回はまた第1回定例会のトリを務めさせていただくことになりました。皆さんの御協力に感謝を申し上げます。振り返ってみますと、今回退職される方は、大体私が初めて町会議員になった頃に入庁された方ではないかと思って、同級生が卒業していくみたいな気持ちもでございます。今年度、3人の部長職の方が御退職なされます。長い間、取手市の発展に御尽力いただきまして誠にありがとうございました。心から感謝の念を込めまして、最後の一般質問をさせていただきます。

まず、福祉行政についてお伺いいたします。今定例会に提案されました一般会計予算を見ますと、民生費の比率が非常に多くなっております。ずっとこの状況は続いているわけですが、少子高齢化や生活保護世帯が増える中、市の将来像はどうあるべきかをお伺いしたいと思います。ひとつよろしくお伺いいたします。

〔22 番 赤羽直一君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） 赤羽議員の御質問に答弁させていただきます。改めまして一般質問の最終日、このようなお心遣いをいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。御質問に答弁させていただきます。議員おっしゃるとおり、少子高齢化、日本で起きている深刻な社会問題です。経済、自治体運営、社会保障制度、それぞれに影響を及ぼしております。取手市においても例外ではありません。まず、少子化についてですが、取手市の出生数の状況は、私が国保年金課医療福祉係でマル福業務を行っていた平成22年には、出生数は751人でした。それが令和5年には502人となりました。13年で249人も減少したことになります。非常に厳しい局面に立たされていると思っております。こうした少子化の現状は、結婚に対する意識の変化や女性のキャリア形成の意識の変化、経済的な負担感など、様々な要因が複雑に絡んでいると思われまます。少子化対策は我が国が直面する最も重要な課題の一つであり、本市においても将来にわたって持続可能な都市であり続けるために、こども部の創設やこども計画の策定を進めてまいりました。ライフスタイルが多様化する現代においても、人生の選択肢として子どもを育てるということに希望が持てる社会、子どもを持つことを幸せと思える社会を目指し、取手市こども計画の下、全庁一丸となって様々な取組を進めてまいります。また、少子化に立ち向かうことと併せ

て、子どもたちのウェルビーイングを確保することも重要です。今いる子どもたちやこれから生まれてくる子どもたちが笑顔で成長できる社会、自分の可能性を広げ、自分の力で生き抜く素養が育まれる社会をつくること、それこそがこどもまんなか社会であると考えております。こうした社会は、行政だけの力で実現できるものではありません。計画策定のために行ってきた子どもや若者・子育て世代との対話の取組は、一過性のものとせず、こどもまんなか社会は一緒につくるものといった考えや姿勢の下、今後もあらゆる人と手を取り合いながら、こどもまんなかな取組を全力で進め、子どもたちが成長したときに振り返って、この地に生まれてよかった、ここで暮らせて幸せだったと思ってもらえる社会を、誇りと愛郷心を持って、その循環がさらに次の世代へと続いていく社会を目指してまいりたいと思っております。

次に、高齢化についてですが、現在、取手市民約10万5,000人のうち、65歳以上の市民が約3万6,000人、75歳以上の市民が約2万2,000人と、市民の3人に1人は高齢者であり、市民の5人に1人は後期高齢者となっております。少子高齢化の進行による影響により、医療・介護費を中心に社会保障に関する給付と負担の間のバランスは一層強くなります。取手市の令和7年度の予算編成においても、高齢化や生活困窮対策、子育てや障がい者支援等に充てる扶助費の予算全体に占める割合は23.5%、約118億6,000万円となっており、合併時の平成17年度予算の扶助費の割合10.8%、約35億6,000万円と比較しまして、20年間でその額は3倍以上にもなっております。御質問いただいた生活保護世帯についても増加しており、令和6年12月末現在の保護世帯数は1,158世帯となっており、保護率は13.6パーミルとなっております。こちら合併時の平成17年4月末の保護率は5.09パーミルでしたので、20年間で約3倍近く増えております。生活保護の扶助費については、令和7年度予算で24億8,830万円、特に医療扶助については12億2,556万1,000円と、月平均にしまして約1億円の支出となります。これは保護世帯の構成が高齢者世帯で、全体の53.2%を占めていることによるものだと思います。20年前は高齢者世帯の占める割合は42.9%でした。その割合は10%以上増えております。窓口にはほぼ毎日、生活の窮状を訴える相談に住民が訪れております。職員はその声にしっかり耳を傾け、福祉部内の高齢・障がい・子育て部門・社会福祉協議会等と連携し、丁寧に対応しております。高齢者や障がい者、生活困窮者、子育て世帯等、それぞれが抱える悩み・課題に寄り添い、市民が心身ともに健康で豊かに暮らせる持続可能な社会を目指し、真に必要な人に、真に必要なサービスを適切に提供し支援していくことが、我々行政の役割だと思っております。そのための環境づくりを、庁内の連携をさらに強め、引き続き推進してまいりたいと思っております。

以上、現状や課題、今後の取組について答弁させていただきましたが、少子高齢化が進む中、市は様々な視点で住民の福祉向上に当たる必要が出てきております。これまでの一般質問にもありましたように、高齢者のデジタルデバイドの解消、地域公共交通計画による移動手段の確保、また災害時の避難支援など、高齢化は社会の様々な分野で課題となっており、福祉の視点だけでは解決が困難なものもあります。今後につきましても、各部署との連携をさらに強め、課題解決に当たっていききたいと思っております。改めて市議会の

皆様におかれましても、議会運営を通じて様々な御意見、御提案、また各地域での子どもたちや高齢者の見守りなどに当たっていただいていることに改めて感謝申し上げます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） 大変ありがとうございました。鈴木福祉部長におかれましては、総務部長と福祉部長をお務めいただきました。公務員人生を振り返り、特に印象に残ったことや、これからの取手市にとってなすべきことなどをお話しただけませんか。お願ひいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） では、私、この38年、振り返りまして、今回、赤羽議員から一般質問をいただいたことによりまして、改めて振り返ってみました。私は昭和62年4月1日に藤代町役場に入庁しまして、平成17年の取手市と藤代町との合併を経て、この合併のとき、赤羽議員は藤代町の議長を務めていらっしゃいました。今年度までの38年間、議員の皆様、市長、副市長、教育長をはじめ、多くの職員に支えられ、ここまで務めることができました。この38年間を振り返ってみますと、まず印象に残っているのが、平成12年に創設された介護保険制度の立ち上げに携わったことです。創設の1年前に準備室が立ち上げられ、そのメンバーになりました。介護保険制度の何たるかを学ぶため、介護保険制度に係る参考資料を毎日毎日職場で自宅で読みあさりしました。認定審査、給付、保険料の決定や徴収の方法など、とにかく頭にたたき込みました。また、これまで特別養護老人ホームや老人保健施設に入所していた方々、何百件となりますが、そちらを訪問させていただき、介護保険制度に移行する手続などを説明してまいりました。やらなければならないことが山のようにあり、本当に1年後の平成12年にスタートできるのか不安な毎日でしたが、やるしかないという準備室のメンバー一丸となって取り組みました。無事にスタートできたときには、その達成感で心がもういっぱいになりました。今や、この介護保険制度はすっかり浸透し、取手市における令和7年1月末現在の認定率は16.19%となり、高齢者の約5,900人が介護や支援が必要という認定を受けている状況となっております。当初は、「介護の世話になんかならないから保険料を払わない」「年金からの天引きをやめろ」などと、介護保険制度を否定する御意見の対応に追われましたが、今では、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えるというこの制度の重要性が多くの方々認識されるようになりました。非常にうれしく思っております。

そして、平成26年には市民協働課に配属となり、地域づくりに奔走しました。特に、平成25年度から居住が始まったゆめみ野地区、令和7年1月1日現在、1,733世帯、人口4,452人になる地区となります。こちらの関わりです。平成27年度には1軒1軒お宅を回って自作のチラシをポスティングし、皆さんに集まっていただいて、班編成や回覧の順番、ごみ集積所の管理について話し合っただけで決めていただきました。また、市民協働課の課長となった平成28年度には、一丁目から五丁目まで、丁目ごとに今後のゆめみ野のコミュニティーをどうして皆さんいきたいですかというワークショップを開催し、参加された皆さんと活発に意見交換させていただきました。こういった話合いの場に来ていただい

た中のお二人にお声かけさせていただき、平成 29 年度からゆめみ野地区の市政協力員となっていただきました。以降、この市政協力員のお二人が中心となり、年に 3 回、ゆめみ野地区の連絡会を開催していただき、丁目の代表者や班長が集まり、課題解決のための話合いやテーマを決めてのワークショップを開催していただいております。私も関わって、現在までこの会議に参加させていただいております。このゆめみ野地区には自治会等の組織はありませんが、これまでの自治会・町内会にとらわれない新しいコミュニティー、やりたいことをやりたい人がやっていくというサークル的な活動を中心に、交流と助け合いを促すような組織が徐々に形成されてきております。

また、地域づくりには福祉部所管の地域支え合いづくり推進協議会が欠かせません。この話合いの場にも市民協働課時代から参加させていただいております。地域を支えてくださってる多くの皆様との意見交換の中から、地域の特性、困り事の共有化などを行っていただいております。地域の課題に住民の皆さんや行政が一緒に向き合い、その解決方法を共に考える場となっております。このように、地域をどうにかよくしたいという気持ちを持って活動されている皆様との出会いが、私の宝となりました。このような地域の皆さんに私は育てていただきました。一緒に悩み考え続けることが、市職員としていかに大切かを知ることができました。これからもこの気持ちは持ち続け、しっかり地域の皆様と関わっていきたいと思っております。

最後に、総務部長 4 年目となりました令和 5 年 6 月の大雨災害時の対応です。復旧・復興に際し、議員の皆様には御支援・御協力いただきありがとうございました。このときの災害対応において、地域の力、庁内各部署の役割分担の下での連携なくしては、乗り越えられなかったと思います。ここには中村市長の強いリーダーシップがありました。近隣首長への応援要請による支援体制の強化、そして国や県への迅速な働きかけにより、発災 3 日後の 6 月 5 日には県知事から通知があり、災害救助法が 6 月 2 日付で早期に適用され、住宅の応急処理にかかる経費等が対象になることで、復旧作業が一気に進みました。地域も議会も行政も一丸となって対応した結果だと思っております。

最後になりますが、議員の皆様には長い間大変お世話になりました。私自身、議員の皆様に御心配と御迷惑をおかけすることも多々ありましたが、議員の皆様に御指導いただきながら務めることができました。この場をお借りして御礼を申し上げます。そして、今後とも市の福祉行政に対しまして、議員の皆様のお力添えをお願いいたしますとともに、住民福祉の向上のために、住民に寄り添い日々頑張っている職員、この職員たちを励ましていただき、御指導いただきますようお願い申し上げます。今まで本当にお世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） どうもありがとうございました。お話を伺いますと、私が藤代町の議員になったのが昭和 62 年 8 月ですんで、ちょうど昭和 62 年の 4 月に藤代町役場に入庁されたわけですから、ほとんど同級生でございます。本当にお世話になりました。

〔笑う者あり〕

○22 番（赤羽直一君） 次に、産業の振興についてお伺いいたします。取手市は、観光振興や多彩なイベントなどを通じて産業の活性化を行ってまいりました。これからの取手市にとってどんな仕掛けが必要なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） それでは、赤羽議員の御質問に答弁いたします。本当にこのような場を議会の最終日にありがとうございます。今、産業振興やイベントによる産業の活性化についてということですが、市内では、年間を通じて様々なイベントを開催されております。コロナ禍の中におきましては中止せざるを得ない時期もありましたが、現在、多くのイベントが開催するようになり、まちづくり振興部としては、観光協会の主催事業として、とりで利根川大花火やとりで利根川たこあげ大会、どんと祭り、にぎわいフェスタなどを担当させていただいております。また、補助事業として、各地域の夏祭りやこども天国などを後援しており、中でも、今年度のとりで利根川大花火は天候にも恵まれ、市内外から多くのご来場者にお越しいただき、盛大に開催させていただきました。これも毎年ご協力をいただいている地元企業、市内の事業者や警察、消防など各関係機関、多くの市民の皆様の御協力によるものと思っております。花火の内容におきましては、打ち上げ発数を増発し約1万発の規模に拡大したほか、打ち上げ内容にも嗜好を凝らし、昨年度に続いてドローンショーも実施いたしました。来場された方からのお声やSNS上のコメントなどから、好評を得たものと感じております。ドローンショーについては、令和5年度より中村市長からの提案もありまして、全国の花火大会の中で初めて取手市観光協会が取り入れ、注目を浴び、県内・県外からも問合せをいただいております。産業振興やイベントによる産業の活性化という面におきましても、花火会場に多くの方々に来ていただいていることで、市の経済の活性化にもつながったものと考えております。また、市のPR効果について、市外からも多くのご来場者があったことや、テレビ局による生中継、ユーチューブの配信も行われたことで、広く市内外の方々に取手の魅力を発信できたと考えております。引き続きイベント等の開催に当たっては、市民の皆様に喜んでいただけることを一番に、観光PR事業においても積極的に参加し、市の特産品などを含め、取手市のPRを効果的に推進できるようにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） ありがとうございます。特に今年の花火のドローンは本当にきれいでした。うちの孫たちと一緒に拝見させていただきました。取手市にこれだけの人が集まるということは、本当に花火大会ぐらいしかないんで、ほかの行事もぜひそういう形をつくっていただければと思っております。野口部長には、まちづくり振興部長をお務めいただきました。先ほどの鈴木部長と同じように、公務員人生を振り返って、特に印象に残ったことなどをお話いただければと思います。これからの取手市にとってよきアドバイスをお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） すみません。赤羽議員、本当に議会の最終日にこのような発言の場をいただきまして誠にありがとうございます。私、鈴木部長も昭和62年ということだったんですけど、私も昭和62年度に入庁しまして38年目が終わろうとしています。入庁時は、当時、総務管財課に配属となり、その後、6部局を異動しまして、令和2年4月にまちづくり振興部に配属になり、部長として5年間、赤羽議員をはじめ、議員の皆様にご協力をいただき何とかこの3月で役職定年になります。ここの答弁に立つのは本当にいつも緊張してまして、今議会で立つのは終わりなのかなど。本当にみんな滑舌が私悪くてですね……

〔笑う者あり〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） （続）答弁の聞きづらい点が非常にあったと思います。すみません。お許してください。それでは今までの、私はまちづくり振興部での振り返りとして答弁させていただきます。私がまちづくり振興部長として最初に手がけた事業が令和4年4月ということでコロナ禍の時でしたので、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金事業でした。これは議員の皆さん御存じのように、全市民に1人10万円を迅速かつ的確に支給するという国から示された事業で、当時は全国の自治体が競うように事業を進めておりました。取手市も近隣の自治体よりも早く、皆、市民の皆様に給付できるようにと、進められるようにと、市長とあと各部長——ここにいる部長たちからも話がありまして、まちづくり振興部の職員が中心に、全庁職員の応援を得て、取手市役所の体育館で事業を進めさせていただきました。体育館での暑さに耐えながらの作業で……

〔笑う者あり〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） （続）多少の失敗もありましたが、無事に事業を終わらせることができたことが本当に印象に残っております。当時、議員の皆様にも様々な御提案や御心配、御協力をいただきました。改めて議員の皆様と職員にも感謝いたします。

まちづくり振興部は、農業、環境、産業振興と市民の皆様に密着した事業を進める部署であり、議員の皆様からも様々な御提案、御指摘をいただきました。農業分野では、今議会でも山野井議員をはじめとする議員の皆様にご質問いただきましたが、農業者の高齢化や後継者不足、農業公社の設備更新などの課題については、今後もこれらに対する支援が必要であると考えております。また、有機農業、有機米についても、鈴木議員をはじめ多くの議員さんから御提案をいただいておりますが、農業者に呼びかけているものの、この事業はなかなかハードルが高いと思っています。今後、有機農業を目指す新規就農者が現れることを期待しております。

環境分野では、常総環境センターの今答弁させていただきましたが、火災による不燃ごみの分別をはじめとするごみ問題、ごみ減量、リサイクルの4Rの行動の推進、そして令和2年8月に宣言した取手市気候非常事態宣言による地球温暖化対策などに取り組んでいかなければなりません。また、子どもたちに温暖化対策を理解をしてもらうための取組として、友好都市である群馬県みなかみ町での森林環境学習を実施しております。中村市長

にも、夏の暑い日に、汗をいっぱい流しながら子どもたちと一緒に参加していただき、植林や外来植物の除去作業を実施していただきました。もう本当に子どもたちには、自然環境での温暖化の防止の取組はとっても重要であると考えております。

産業振興分野では、先ほども答弁させていただきましたが、とりで利根川大花火をはじめとする様々なイベントや観光PR事業を通じて取手市をPRして、市内産業の活性化に寄与していかなければならないとの思いで実施してきました。その中でもドローンショーを取り入れられたことは、様々な調整があり非常に大変でしたが、全国の花火大会で一番に実施できたこと、これ本当に中村市長の提案があったから実施できたと思っております。それで注目を浴びることができました。

また、競輪事業についてなんですけども、いつも反対をされる議員さんには御質疑をいただいておりますが……

〔議場騒然〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） （続）コロナ禍以降、インターネットなどによる売上げが好調で、今年度も一般会計に1億1,000万円を送り出す予定でございます。市営競輪は自主事業や雇用の確保、スポーツの観点から重要なものであり、今後も茨城県と連携を図り実施してもらいます。それで来年度は、前節・後節の開催と、もう一開催を実施する予定でございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔笑う者あり〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 最後に、私は今年度で——今年度、後進に任を引き継ぐこととなりますが、今後も今述べたことなどを含め様々な課題があると思っております。また、議員の皆様におかれましては大変お世話になりました。この場をお借りしまして、お礼申し上げます。今後の議員の皆様の御活躍を期待しまして、最後の答弁とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） 大変ありがとうございました。次に、教育行政についてお伺いいたします。来年度は、市内全ての小中学校の体育館に空調設備が整備されます。通常ですとこれだけの整備をするためには、基本設計・詳細設計・入札と、通常ですと3年はかかる整備を1年で行うのは前代未聞だと思います。私の長い議員の経験でも初めてではないでしょうか。地球温暖化の影響で猛暑が続き、子どもたちのためには一日でも早くよりよい環境での教育をという市長の強い意志が感じられ、誇らしい思いです。学校体育館の空調設備整備を初めとした教育行政の推進についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、赤羽議員の御質問に答弁させていただきます。今議会、13名の議員の方から御質問をいただきまして本当にありがとうございます。やは

り教育行政に皆さん強い関心を持たれていると、教育委員会内では非常に毎日頑張っております。教育行政なんです、学校体育館の空調設備を初めとした教育行政の推進についての御質問に答弁させていただきます。まず、公立小学校全校における体育館等における空調設備整備を挙げさせていただきます。昨今の記録的な猛暑とそれに伴う熱中症の高まりなど、やはり教育現場におきまして、児童生徒及び教職員の体調管理に配慮した環境づくりが急務であると、これは強く認識していました。これまでも教育委員会ではサウンディング調査を実施しまして、その後、補正予算で設計費を計上させていただいて、今年度、設計業務に当たっております。そのような状況を踏まえて、令和7年度において空調設備設置工事費を当初予算に計上し、御承認いただきましたら、市内小中学校全20校の体育館・武道場への空調設備設置工事を実施することになります。これは、子どもたちが安全かつ快適に過ごすことのできる環境を整備する、第一優先だと考えております。また、体育館への空調設備整備することにより、今後、放課後子どもクラブでも、特に夏休みに体育館で思い切り遊べるといったことにより、より充実したクラブ生活が送れることになるというふうに期待しております。さらに、学校の体育館及び武道場は、災害発生時には避難所として利用される施設もありますので、避難所環境の整備も図れるものと思っております。現在、実施設計を進めており、担当課では体育館空調の整備した自治体を約10市町村視察しております。そこで得られた情報を取り入れて最適な整備となるよう、準備を今現在進めているところでございます。

続きまして、来年度は、赤羽議員からも含め複数の議員の皆さんからも御質問いただきました、放課後子どもクラブのクラブ室の環境整備も進めさせていただく予定としております。これにより子どもたちのより快適な空間の提供に努められると考えております。

また、喫緊の課題であります不登校の対応としまして、そして市内小中学校児童生徒及び教職員の一層の支援として、現在、市の単独経費とはなりますが、教育総合支援センターへの指導主事の増員について、現在、県教育委員会と協議を進めているところです。これができないとすれば、より教員の不登校・いじめ対策も軽減されるといった形により、教員の働きやすさも増すのかなと考えております。

また、中学校の部活動の地域移行では、これまでスポーツ部活動を先行して進めてまいりましたが、来年度は文化部の吹奏楽部をモデル校としまして取り組めるめどが立ちました。これにより部活動の地域移行も大きく前進すると認識しております。

さらに、市内全小中学校で取り組んでおりますコミュニティ・スクールにおいても、地域学校協働活動推進員を配置しまして、地域と学校との協働活動につなげていけるものと考えております。ほかにも様々な事業を展開していく予定にしております。より充実した教育行政の推進が図られるものと思っております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございます。井橋部長におかれましては、政策推進部長と教育部長をお務めいただきました。さて、公務員人生を振り返り、特に印象に残ったことや、これからの取手市にとってなすべきことなどをお話しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 本日はこのような機会をいただき、赤羽議員そして議員の皆様、本当にありがとうございます。私ごとで大変恐縮でございますが、私は平成元年に取手市役所に入らせていただきました。今年で、通算でいうと36年という形になるかと思えます。最初に配属されたのが当時の秘書広聴課で、その後、企画調整課、市民活動支援課、人事課、教育委員会等、延べ8つの部署を経験させていただきました。それぞれの部署で多くの皆さんと出会い、様々な思い出があります。今でも思い出されます。最初に配属されました秘書広聴課では、広報とりでの担当として5年間、毎月2回の広報とりでの発行に追われる日々でございました。当時はまだデジタルカメラがなくて、白黒フィルムで撮影し、取手庁舎の地下にありました暗室で現像し、プリントアウトしていたものです。撮り直しのきかない写真を現像するときの緊張とプレッシャーは、今でも鮮明に覚えております。また当時、合併前の藤代町の広報が非常にすばらしくて、県内でもトップクラスでした。取手市としても、藤代町に負けじと担当職員で切磋琢磨したことを今でも鮮明に覚えております。おかげをもちまして、写真においては、県の広報コンクールで準特選や入選をいただき大きな励みになりました。また、平成2年には市制施行20周年を迎え、記念の市勢要覧、記念映画の制作があり、当時、東京藝大の平山郁夫先生に御出演いただいたことは、とても印象に残っております。

平成20年に係長を拝命し、教育委員会の派遣という形になりました。教育委員会では、子どもスクール担当係長となりまして、ちょうど児童クラブから放課後子どもクラブへの転換期でございました。着任して課長に言われたことは、夏休みまでに全クラブのクラブ室にエアコンを設置すること、利用料を保護者から御負担いただくので説明会を開くこと、そしてより充実した子ども教室を開く等々、そういったことを課長から言われました。その業務は非常に厳しいと自分も感じておりましたが、何とか係員全員で日々残業しながら取り組み、それを何とか乗り越えることができました。現在の放課後子どもクラブの礎を少しでも築き上げることができたかなと考えております。

そして、令和2年に政策推進部長を拝命いたしました。この年はコロナの始まりの年でもありました。まだコロナの情報が全くないといっていいほど情報がなく、異動の内示をいただいた3月のたしか最終の日曜日、市長から招集がかかりまして、部長職全員が集まり、市役所の会議室に当時の竜ヶ崎保健所の所長にお越しいただいて、コロナに関する勉強会を開いて、今後のコロナの対応というのを協議をさせていただきました。そのような中、何とか取手市を停滞させないよう、元気にと、何か取手のシンボルが必要ではないかと政策推進部の職員で話し合いました。ちょうど市民会館の大規模改修工事が終わりました。市民会館を目にして正面玄関を見ますと、真っ白な巨大なキャンパスに見えまして、そこに壁画を描こうといったことをみんなで話し合ったのを覚えてます。壁画もやはり市民皆さんの公募で何とかやろうといった形になりまして、今ある壁画が誕生できたものです。

また、コロナ禍の中で1年遅れではありますが、市制施行50周年記念式典が無事開催でき、また、東京藝大の学長指揮の下でオーケストラの演奏が開かれたことは、とても感無量でございました。

そして、最後の2年間で教育部長として、こどもまんなか社会の中、教育行政に携われ、子どもたちに関する仕事ができることは、とてもやりがいのある充実した期間でもございます。さらに、中村市長からは、調整することの大切さ、人の大切さを改めて教えていただきました。

最後に、この場に立たせていただいたのは、これまで議員の皆さんをはじめ職員や市民の皆様のおかげだと思っております。本当にありがとうございました。役職定年後も、一人の職員として少しでも市政を支えられるよう一生懸命頑張っていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） どうもありがとうございました。お三方の方、これからも体に十分気をつけて、取手市のためにお力添えをいただければと思っております。先ほど介護保険の話もありましたが、うちでも介護保険を使わせていただいております。105歳の母が要支援2でございます。まだ一人でお風呂に入れます。でも最近はなかなか朝起きてこなくて、お昼頃、「何時だや」なんて起きてきたりしています。でも、介護保険で大変助かっております。ありがとうございます。

振り返ってみますと、市長が中村市長に代わってから変わったことがたくさんあると思います。一番変わったのは、やっぱり積極的にほかのこと——市でやってないこともやってみようという、空気が十分に表れてると思います。今までは何か提案すると、ほかの自治体の調査を研究させていただき、という答弁ばかり返ってきたんですが、本当によかれと思うことはすぐに実行するという——取手の市議会もそれを果たして日本一になってわけでございますけども。ぜひとも、ちょっと太ったペンギンですけども、ファーストペンギンになっていただきたいと思っております。人のこと言うなって……。

〔笑う者あり〕

○22番（赤羽直一君） （続）最後に、一つだけ市長にお願いがあります。大変難しいと思うんですが、藤代スポーツセンターの空調設備もよろしくお願ひいたします。これは答弁要りません。要望だけにとどめておきます。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、赤羽直一君の質問を終わります。

以上で通告された一般質問は全て終わりました。

休憩します。

午後 4時49分休憩

午後 4時50分開議

○議長（岩澤 信君） 再開します。

ここでお諮りいたします。本日、山野井 隆君から発言取消し申出書が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認め、山野井 隆君の発言取消し申出の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

**追加日程 山野井 隆君の発言取消し申出の件
第 1**

○議長（岩澤 信君） 追加日程第1、山野井 隆君の発言取消し申出の件を議題といたします。

本日、山野井 隆君から、3月3日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、御手元に配付しました発言部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、山野井 隆君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4時53分散会